

松戸市教育委員会会議録

令和5年8月定例会

松戸市教育委員会会議録

令和5年8月定例会

開 会	令和5年8月9日(水) 午前9時30分	閉 会	令和5年8月9日(水) 午前12時30分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	武田 司	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 山形 照恵	○
	教育長職務代理者 武田 司	○	委 員 中西 茂	○
	委 員 伊藤 誠	○	委 員 和座 一弘	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和5年8月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	藤谷 隆	21	文化財保存活用課 課長	関根 嗣人
2	学校教育部 部長	石橋 聡	22	〃 補佐	若林 佐恵子
3	生涯学習部 審議監	小林 清	23	〃 主任主事	霜崎 侑哉
4	学校教育部 審議監	堤 和子	24	社会教育課 課長	臼井 眞美
5	教育総務課 課長	三根 秀洋	25	〃 施設担当室長	清水 潤也
6	〃 専門監	斉藤 政彦	26	学校財務課 主幹	酒井 恭子
7	〃 補佐	内藤 秀明	27	学校財務課 主任主事	森山 啓太
8	〃 主任主事	生田 裕仁	28	学習指導課 課長	千葉 貴子
9	市立松戸高等学校 校長	齋藤 則夫	29	〃 補佐	陰山 元宏
10	市立松戸高等学校 事務長	菊地 俊一	30	〃 補佐	上田 芳子
11	市立松戸高等学校 教頭	石本 卓	31	〃 補佐	高橋 宏樹
12	市立松戸高等学校 教諭	三藤 彰太	32	〃 指導主事	神戸 聖明
13	学務課 課長	西田 大助	33	〃 指導主事	村越 貴文
14	〃 補佐	波多江 美奈子	34	〃 指導主事	小藁 智光
15	〃 学校保健担当室指導主事	幸口 英	35	〃 指導主事	川口 博史
16	学校施設課 課長	久保田 昭彦	36	〃 指導主事	西野 健一
17	〃 補佐	阿部 裕見子	37	〃 指導主事	平井 康彦
18	〃 主査	海老原 寿和	38	〃 指導主事	戸部 智美
19	〃 主査	田實 朋美	39	〃 指導主事	岡本 美樹子
20	〃 主任技師	西口 智也	40	〃 指導主事	鈴木 博之

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
41	学習指導課 指導主事	横山 大悟	61		
42	〃 指導主事	重松 鉄也	62		
43	児童生徒課 指導主事	初鹿 香	63		
44			64		
45			65		
46			66		
47			67		
48			68		
49			69		
50			70		
51			71		
52			72		
53			73		
54			74		
55			75		
56			76		
57			77		
58			78		
59			79		
60			80		

令和5年8月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和5年8月9日（水） 午前9時30分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題
議 案

4 その他

令和5年8月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第16号

令和6年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について

(学務課) … p1

② 議案第17号

契約の締結について

(学校施設課) … p7

③ 議案第18号

令和5年松戸市議会9月定例会の議案(補正予算)に対する意見聴取について

(教育総務課) … p8

④ 議案第19号

令和6年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書の採択について

(学習指導課) … p9

(2) 報告等

① 「松戸市文化財保存活用地域計画」の文化庁長官による認定について

(文化財保存活用課) … p16

教育長 では、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に4名の方から傍聴したい旨の申出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申出がある場合には、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 ただいまから令和5年8月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を武田委員にお願いいたします。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案4件、報告等1件となっております。このうち、議案第18号は、市長の意思決定に係る重要な事項に属する案件となります。議案第19号は、東葛飾地区西部採択地区協議会の選定結果を受けて、各市教育委員会で教育委員会会議を開催し、教科書を採択することになりますが、会議の開催期日は各市教育委員会の裁量となっておりますことから、本市も含め、各市の決定が相互に影響を及ぼすことなく採択を行う必要がございます。したがって、これらの審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決をとらせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第18号及び議案第19号の審査を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第18号及び議案第19号の審査は秘密会といたします。

なお、議案第19号の結果につきましては、9月1日以降に公表することといたします。また、秘密会は議事録をとっていないところですが、議案第18号及び議案第19号につきましては記録を残したいと考えています。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、そのように取り計らいます。

次に、日程の変更について、お諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、議案第18号及び議案第19号を秘密会にて審議することとなりました。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により議事日程の順序を変更することとし、報告等とその他につきましては、秘密会とした議案の前に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、報告等とその他につきましては、秘密会とした議案の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行は武田教育長職務代理者をお願いします。

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

◎議案第16号

教育長職務代理者 初めに、議案第16号「令和6年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

学務課長、お願いいたします。

学務課長 おはようございます。学務課長の西田でございます。よろしくお願いたします。

議案第16号「令和6年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」ご説明いたします。

関係資料をさきの定例会議後に事前配付させていただきました。

本件は、松戸市立高等学校管理規則第19条の規定に基づき、教科書を採択していただくために提案するものでございます。

それでは、議案の内容について説明いたします。

インデックス1は、松戸市立松戸高等学校長が選定した令和6年度使用教科書一覧表でご

ございます。

令和6年度は、令和4年度から隔年進行でスタートした新教育課程が完了いたしますので、教科書の番号、全て700番台のものが選定されております。

インデックス2は、新規選定教科書採択調査票です。今回、新規に採択された教科書について、事務局で事前に調査をいたしました。その結果、全ての教科書が松戸市立高等学校で使用する教科書の採択に関する方針に合致しておりましたことを報告いたします。

2枚目からは、新規選定教科書の補足資料でございます。3年次で使用する教科書については、教育課程の改変に伴う新規選定であるため、旧年使用教科書欄は斜線となっております。1年次使用の英語コミュニケーションI、2年次使用のディベート・ディスカッションIで、新規に選定した理由は記載のとおりでございます。

インデックス7、理由書は、市立松戸高校から提出された各教科書の選定理由書でございます。松戸市立高等学校使用教科書選定の観点の観点別に理由が記されております。このほか教科書の選定経過等につきましては、市立松戸高等学校長から説明申し上げます。

なお、質疑応答につきましては、市立高校の校長及び教職員に対応いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

では、続いてお願いいたします。

市立松戸高校校長、よろしくお願いいたします。

市立松戸高校校長 おはようございます。市立高校校長の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

私からは教科書選定の経過について、ご報告いたします。

お手元の資料のインデックス3番、選定経過報告書、こちらをご覧ください。

令和5年5月9日付松教学学第133号松戸市教育委員会学務課長發文書「令和6年度使用選定教科書の選定について」の依頼文書を受理いたしました。もしかしたら、お手元の資料3、その部分、令和5年度使用教科書の選定というふうに記載があるかもしれませんが、こちらは「令和6年度」の誤りでございますので、修正のほうをお願いいたします。

内容につきましては、松戸市立高等学校で使用する教科書の採択に関する方針並びに松戸市立高等学校使用教科書選定の観点にのっとり厳正に選定すること等の指導がありました。

また、令和5年5月10日水曜日に千葉県教育委員会主催の令和5年度高等学校教育課程連

絡協議会に教務主任が出席し、令和6年度使用教科書選定に関する説明並びに諸注意等がありました。

以上のことを踏まえ、5月16日火曜日、教務部において使用教科書選定方針及び観点、選定の手順を確認した上で、その旨を各教科主任に連絡いたしました。

お手元の資料のインデックス4番、方針の2、教科書の選定をご覧ください。

具体的には、こちらに示された(1)から(5)の各項目に基づき、できる限り多くの教科書を比較検討すること。また、次のページのインデックス5番、松戸市立高等学校使用教科書選定の観点に示された各項目を考慮の上、最も適切な教科書を選定するよう指示をいたしました。

お手元の資料、インデックス3番、経過報告書に戻ります。

令和5年5月16日火曜日以降、各教科で教科書選定作業を開始し、同年6月1日木曜日までに使用教科書選定一覧並びに選定理由書が作成され、各教科から教務部に提出されました。その後、教頭の指導の下、教務部内で各教科から提出された使用教科書選定一覧、選定理由書等が適切であるかを確認しながら取りまとめ作業を行いました。6月16日金曜日に、校長、教頭、教務主任及び教科書係で各教科の使用教科書一覧、選定理由書、選定経過報告書等について最終確認を行い、令和6年度使用教科書を決定、6月23日金曜日に松戸市教育委員会に報告したところでございます。

報告は以上となります。

教育長職務代理者 それでは、議案第16号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山形委員。

山形委員 山形です。

教科書の選定の中の聞いて見たいところを2点ほどお願いします。

新規の教科書のところを中心に見させていただきながら、日本史、社会のところは世界史と日本史が新しくなっていますが、選定理由の中の文章の中に、出版社による準拠教材というのがありました。その教材というのを活用することで先生の負担感、デジタル板書など資料のページがあることで、先生への負担感というのは軽減される場所につながるのでしょうか。また準拠教材がどんなものなのかということも分からないので教えていただけたらと思います。

もう一点が、美術の教科書で、芸術の高校美術という教科書が新しくなっている中での生

徒の適合に、3Dプリンターやプログラミングなどの理数系の進路に関わる作品が掲載されています。教科書自体がということではなく、市立松戸に3Dプリンターは現状、実際にあるのかなというところを確認したいです。進路の選択の中で希望をされている生徒さんがいらっしゃるということは、美術部などで、所持していらっしゃるのかなというところを伺いたいです。

教育長職務代理者 市立松戸高校校長、お願いいたします。

市立松戸高校校長 では、今の2点の質問についてお答えいたします。

まず、準拠教材につきましては、これは非常に教員にとってありがたいものでございまして、いわゆるグラフですとか写真ですとか、そういったものをプロジェクター等で大きく掲示するような、そんなような資料等がついておりますので、そういう意味では、教員の負担軽減というのはつながっているのかなというふうに思われます。

あと、2番目ですけれども、美術の授業における3Dプリンターの状況ですが、残念ながら本校には3Dプリンターはございません。普通の印字するプリンターしかございません。そういう状況です。

以上です。

山形委員 ありがとうございます。

今回、新しく選定されたものなども見させていただきながら、時代が変化していること、小・中の教科書も見させていただいて、高校の教科書を見比べてみて、改めてとても難しい、学びの広がりや、ICTの活用も意外と小・中よりも少ない量というところも見させていただきました。保育の本はとても最新のことが掲載されていると思う一方、性教育の保健体育は、今、法律が変わろうとして、性交同意年齢だとか、不同意性交罪とかという、その最新のところなんかも資料に入るとは思うんですけれども、新しい教科書を使われて、より生徒さんの学びが深まることをお願いしたいと思います。今後の学校の方針かもしれませんが、3Dプリンターは海外では、子どもたちが自由に使える環境というのがあるようです。日本の進路の中で、ICTや、新しいものに関する経験がとても乏しい、何かしら新しいものも取入れとかも考えていらっしゃると思いますが、ぜひお願いできたらと思いました。

以上です。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 質問を3点ほどお願いします。

1つは、今回5月頃から教科書選定に向けて各先生方が作業されたと思うんですが、各教

科あるいは各科目ごとに、平均して大体何冊ぐらいの本を比較検討されたのか、非常に手間のかかる作業だと思いますので、ちょっと気になるので、その辺を教えてください。

それから、2点目は、今回、私の印象では、全般的に新規採用が何となく多いのかなという感じがしています。いろいろ見直しをされた結果だと思うんですけども、難易度について、Bの普通という難易度が多くて、さらにCという発展的なものもあるということで、そういうものが全般的に増えたのではないかなという印象を持っています。

それで、これまでAというのがたしかあったような気がするんですが、今回Aが全くなくなり、すべてBないしCになったということは、高校の一つの方針として、より高度な教科書、難易度の高い教科書を使っていくという、そういう意図があって今回こういう結果になったのか、あるいはたまたまなのか、その辺のところを教えてください。

それから、個別のことなんですが、3年の世界史と日本史です。いずれも新規で山川出版になっているんですが、その2つについて、その理由書には、内容が非常に詳しく、丹念に読まなくてはならないというように指摘があるんですけども、世界史、日本史についてはやっぱりそういう詳しい内容のほうがいいと、以前とは違う判断がなされたのかというところを知りたいということですね。具体的に言うと、あまり詳しくなくても、もっとポイントを押さえたような内容のほうがいいのかなというような感じもするんですけども、何かやはり大学受験との関係で、こういった詳しい内容のほうがいいという判断がなされたのかなという感じもあるんですが、その辺のところをちょっとお聞きしたいなと思います。

以上です。

教育長職務代理者 市立松戸高校校長、お願いします。

市立松戸高校校長 では、3点の質問についてお答えいたします。

まず初めに、新規教科書が増えているという理由ですけれども、新学習指導要領が2年前に始まりまして、今度3年生で初めてそれが全部出そろうということにして、それで3年生の教科書の新規採択が多いというのが現実でございますので、そんなにたくさん、既存の学年についての新規採択は確かなかったと思いますので、一応そこはお含みください。

まず、1点目なんですけれども、各科目ごとにどのぐらいの冊数を平均して見ているかということなんですが、実は教科書というのは上位レベル、中位レベル、下位レベルと、しかも教科書会社が5社、6社という形でございまして、その中から見えていくということになりますので、一概に何冊とは言えないんですけども、当然出版社数が多ければ、またその総数が多ければ、その冊数というのは増えてきますので、最低でも10冊程度は、まず見ている

んじゃないかなと、平均してね、そういうふうに使われます。

ただ、教科書というのはどうしても継続性が必要となってきますので、去年使っていた会社と今年使った会社が違うことによって生徒に混乱が生じるということにはございますので、そのあたりはそういうことが起こらないように配慮しながら選定しているというような状況はございます。

あと、2つ目ですけれども、これは先ほど難易度についてのご質問だったと思うんですが、実はこれは2点ほどちょっとございまして、まず1点は、昨年度、理科の教科書についてちょっと難易度をもう少し上げたほうがいいんじゃないかというような話があったんですけれども、これは、実は難易度というのは我々の教員の感覚でもってつけているものでして、必ずこの教科書はAで、この教科書がBというふうに決まっているわけではございません。去年答えたAという教科書については、内容的にもう一度ちょっと精査させていただきまして、これはBじゃないかということで、そのところは変えたというようなものがございます。

あと、Aがなくなったということなんですけれども、やはり最近入学してくる生徒はかなり学力がついてきたということもございまして、我々教員側からすれば、もう中位レベル以上の教科書で十分授業としては対応できるだろうということで、Aがなくなったというふうにお考えになってください。

あと、最後の世界史、日本史の部分の話についてですけれども、以前と違う判断をされたのかということなんですけど、先ほども私説明したとおり、大分生徒の理解度というのが上がってきておりますので、大雑把な説明よりも細かい内容も記載してあったほうが、生徒の理解はより深まるという視点もあるかと思っておりますので、そういったところで、この教科書が採択されたのではないかというふうに使われます。

私からは以上です。

伊藤委員 分かりました。

教育長職務代理者 和座委員。

和座委員 ちょっと3点ばかりお願いします。

1つは、私がこの中で見たところ、保健体育の部分について少し見させていただいたこと、それからもう一つが、保育の基礎というところの課程ですね、その部分について、子どもの発達の観点からの話と、それからもう一つが、これは全般的な話なんですけれども、子どもの権利について、僕、よく言っているんですけれども、そういった子どもの権利に関しての人権の中でも、そういった部分をどういうふうに使っているのかということ、この3点で

よっとお聞きしたいんですけれども、まず、3ページのところの保健体育のところでございますけれども、ここについては細かくいろいろと書かれているところがございますけれども、例えば、非常に各論的な話になってしまうんですけれども、やはりこういった中で、例えば子どものいじめとか不登校とか、そういった問題の中で、保健体育の中で一つ非常にしっかりと伝えないといけないことというのは、子どもの精神的な病気に関する記載ですね。そういったものが非常にやはりこれから重要になってくると思うし、また実際そういったものがどういうふうにして関わってきているかということについての記述も非常に重要になる。それを教えながら、教師もともに勉強していく必要が僕はあると思うんですけれども、その点について、教科書の中でどのように、それが取り扱われているのかということについて、ちょっと教えていただければと思います。

それから、あと感染症に関する記述なんかもこの中にはあるようですけれども、保健体育の中で、新興の感染症という形になっていますけれども、今回はコロナということで、具体的にこれが非常に様々な形で子どもたちの影響もあったわけですから、それについての、教科書の中は、アップデートというのはなかなか難しいかもしれませんが、それをどういうふうにして扱ってきているのかということについての、お話をお聞かせいただければというふうに思います。

それから、あともう一つがワクチンですね。ワクチンに関しても、私もしきりに話しているんですけれども、子宮頸がんワクチンも含めた様々なワクチンの啓蒙というものが、やはりこういった保健体育の中で重要な視点になってくるというふうに思うんですけれども、その点について教科書の中でどのように扱われているのか、そこら辺のところをちょっと教えていただければと思います。これが1点目です。ちょっと細かいんですけれども。

それからもう一つ、2点目として、4ページのところの保育基礎というところですが、例えばASDとかADHDとかという、いわゆる発達に対する様々な障害に関する、やっぱり総論的な話、各論的な話も含めて発達障害に関するある程度の知識というものも必要じゃないかなというふうに思うんですけれども、そういったものがどういう形で取り上げられているのか、取り上げられていないのか、そこら辺を教えていただければと思います。

それから、3番目なんですけど、最後、先ほど言ったような子どもの権利、そういったものについての人権との関係の中で、例えばこの教科書の中では、2ページのところにありますけれども、713番の、例えばそういった公民の中で民主主義とか人権とかという話の中で、そういったものが取り扱われているのかどうか、また別の例えば観点からそういったことが

取り上げられているのが、やっぱりこういった子どもの人権に関しての十分な認識、私も何回も話しますけれども、4つの権利とか、当たり前のことをやはりみんなが、子どもたちが分かってもらって、子どもというのは将来にわたって保護する子どもという観点だけじゃなくて、今現時点で彼らは生きていて、人権を持っている一人の人間としてちゃんと尊重されて、しかも、ちゃんとした形で自分の意見が表明できて、それが政策にも反映されてというふうなことがやっぱり重要になってくると思うんですけども、そういったことについての教科書的な扱いはどうなっているのか、ちょっと非常に多岐にわたってしまって申し訳ないんですが、話を聞かせてください。

教育長職務代理者 市立松戸高校校長、お願いします。

市立松戸高校校長 では、3点のご質問についてお答えしたいと思います。

まず、いわゆる病気等ですね、今、感染症等の対応の内容についてですけども、最新の教科書で、新型コロナウイルスが扱われているかどうか、ちょっと私のほうでは確認はしていないんですが、教科書では一般的に、そういった最新の情報を教える場合は、コラムとかいう形で、教科書の本文の隅っこのほうに、こういったことがあって、こういったことに気をつけなくちゃいけないみたいな、そういったような記載がございますので、恐らくこれから、教科書に関してはそのような形で載ってくるのではないかというふうに思われます。ちょっと今の教科書にそれがあるかどうかというのは、すみません、私のほうでは確認しておりません。

あと、2点目の保育基礎についてですけども、この発達障害について取り上げた状況ということですけども、こちらのほうも、この障害とかにつきましては、分野としてはむしろ、先ほどもちょっと、この後触れようと思っておりますけれども、公共ですとか、社会の中です、そういったところで触れるところもあろうかと思えます。

それで、高校で保育基礎というのは、一般的に、いわゆる保育士になりたいと考えている子どもたちのための課程でございます、そういった子育てといいますか、そういった部分の分野のもので扱っておりますので、この発達障害についての記載についても、もしあるとすればあまり中心ではなく、やはりコラム的な内容で扱われているのではないかなというふうにこれはあくまでも推測ですけども、考えられます。

あと、最後のご質問ですが、子どもの権利ということですけども、これは社会のほうで公共という科目がございます。こちらのほうで、人権については十分扱っている内容でございますので、このあたりについてはしっかり今の子どもたちは学んでいるのではないかなと

いうふうに思われます。

以上です。

和座委員 分かりました。

教育長職務代理者 よろしいですか。

中西委員。

中西委員 国語についてお伺いしたいんですが、今回、新規で論理国語の採択があると思うんですけども、かなり文学教材が減らされて、そうじゃない内容が増え過ぎているという議論もあったと思うんですけども、そのあたりのことは採択に影響したのかどうか、あるいはそういうことについてどういうふうにお考えなのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

教育長職務代理者 市立松戸高校校長、お願いします。

市立松戸高校校長 今のご質問についてお答えいたします。

教科書の内容については、文部科学省のほうで全て学習指導要領に基づいて検定されて決まっておりますので、その文学的な教材が減っているという状況は、その学習指導要領にのっとった形で教科書がつくられているということもありますので、これは私どものほうではいかんともし難い部分というのはございます。

この教科書の選定に当たっては、子どもたちがバランスよく学べるということが大前提に採択してございますので、その文学の扱っているのが多い、少ないという部分については、あまりそこところは考えずに、子どもたちに植えつけたい、身につけさせたいという、そういうような観点から教科書を選んであるというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

教育長職務代理者 武田でございます。

今のお答え聞いていてという部分もあるんですが、教科選択制というものが全学年に及ぶようになりまして、移行期のときの先生方の採択と、全学年が選択制に変わってからの先生方の教科書の選択の仕方というものに、何か校長先生と、例えば教科の先生とお話合いの中で、観点的に変わってきたものが意識としてあったのかなという部分をお聞きしたいのと、特に私も国語の中で、科目別で見ると、文学国語であるとか古典国語、論理国語というふうにごく細分化されている教科書が今のつくり方なのかもしれないんですけども、何項目ぐらいを選択することで国語課程の履修が叶う、そういうふうな考え方で好きなものを選ぶというような形だとすると、自分の好みに合ったものを割と積極的に選ぶことができるので

はないかなと、そういうイメージで見ていたんですけれども、そのあたり、子どもたちの選択、あるいは先生方の観点の変化みたいなものをお知らせいただきたいです。

教頭先生、お願いいたします。

市立松戸高校教頭 市立松戸高校教頭の石本でございます。

まず、本校の職員の観点的な視点、こちらのほうは間違いなく変化がございます。評価方法が観点別に変更しましたので、各項目ごとにきちんと評価をした上で、いわゆる5段階評価を出すというふうな形に変化しておりますので、当然こちらのほうもその流れに沿って変化しなければいけないというふうなことで変わっております。

また、細分化されているというようなところなんですけど、こちらのほうは、本校は単位制でございます。当然生徒の高校卒業の、いわゆる進路のいろいろ変化します。その子にとって必要な教科というものがございまして、単位制の利点でございます、その子が将来必要な科目を取ることが必要だと。そのために、バラエティーに富んだ教育課程を設定しているわけでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 つまり、例えば文学国語ばかりを履修しても一向に構わないというような、そういう偏った選択で履修されていても、同じ国語科の中の単位数さえ取れていれば大丈夫というような、そういうふうに個人のニーズに合わせているというふうに捉えてよろしいんですね。

教頭先生、お願いします。

市立松戸高校教頭 教科、科目の中でも必履修科目、そして選択科目とございますので、その論理に関しましては選択というようなことになりますので、そこら辺の国語で何単位取ればいいのかというふうなことは関係ございません。

以上でございます。

教育長職務代理者 ほかにございますか。

よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ほかにご質問等ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第16号を採決いたします。

議案第16号については原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第16号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。

(説明員入替え)

◎議案第17号

教育長職務代理者 次に、議案第17号「契約の締結について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 それでは、議案書7ページ、議案第17号「契約の締結について」説明させていただきます。

本件は、松戸市立相模台小学校校舎増築工事の契約の締結を以下のとおり提案するよう、市長に申し出るものでございます。

- 1、契約の目的、松戸市立相模台小学校校舎増築工事。
- 2、契約の方法、地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札。
- 3、契約金額、5億6,980万円。
- 4、契約の相手方、松戸市日暮5丁目25番地、株式会社湯浅建設、代表取締役、湯浅健司。

提案理由といたしましては、相模台小学校の校舎を増築することにより、同校の児童数増加による教室不足及び給食室の狭隘を解消するためでございます。

提案理由の内容でございますが、初めに、相模台小学校の校舎増築となった経緯についてですが、近年の松戸駅周辺のマンション建設などによる開発行為により、学区内の児童数の増加傾向が続いております。計画を開始しました令和2年度の学級数は27学級で、今後マンション等の開発や特別支援学級の増加の可能性が見込まれ、推計では令和7年度の学級数はピークの33学級となる見込みでございます。今年度の学級数は31学級で、少人数教室など児童が学級以外で使う教室を普通教室として使用しながら運用しているところでございます。

今後の児童数の増加傾向を踏まえ、必要となる教室数及び配置の検討を行った結果、校舎を増築することにより教室不足を補い、また、食数に比べ狭隘となっている給食室を新たに整備するものでございます。

次に、別に配付いたしました資料をご覧ください。

参考資料1です。

1、入札方式、2、予定価格、3、調査基準価格、4、失格基準価格は記載のとおりでございます。

5、入札結果は、株式会社湯浅建設、太陽ハウス株式会社の2者による入札が行われ、入札書記載金額、技術評価点から求めました評価値が最も高かった株式会社湯浅建設が落札されたものでございます。

6、契約金額につきましては記載のとおりでございます。

次に、2ページ、参考資料2でございます。

松戸市立相模台小学校校舎増築工事。

1、工事場所から2、工事概要につきましては記載のとおりでございます。

3、工期につきましては、市議会の議決を得た日の翌日から令和7年1月31日までとしております。

次の3ページから6ページにかけては参考図となります。

3ページは相模台小学校の案内図、4ページには校舎の工事範囲を示した配置図で、増築する校舎は校庭の東側道路に沿って配置し、既存の北校舎に接続いたします。

次の5ページには、校舎1階から3階までの平面図をそれぞれ図で示したものでございます。

1階に昇降口と給食室を、2階、3階にそれぞれ普通教室2室、男女トイレを配置した3階建ての校舎とし、階段とエレベーターを設けます。

給食室は、配膳をするための小荷物昇降機が必要となりますが、エレベーターを設置することで小荷物昇降機とバリアフリー対策の両方の機能として活用できることから、乗用エレベーターを設置いたします。

6ページは屋上の平面図となります。屋上には太陽光パネルを設置いたします。

議案に関する説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 議案第17号についてはただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。ご質問、ご意見等ございますか。

和座委員。

和座委員 具体的に、児童数増加というふうに書いてあるんですけども、どのぐらいの児童数が増加して、この教室2つありますけれども、これはどういうふうなコンセプトで、こういう形で広がっているんでしょうか。

教育長職務代理者 学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 具体的には、令和2年度計画当時の児童数は813名、27学級でございます。特別支援学級が2学級、通常学級が25学級の27学級でございます。その時点での児童推計では、ピークの令和7年度には953名の33学級が見込まれるというところになります。ただし、この児童推計につきましてはあくまでも学区内の人数での推計ですので、全部普通学級というような形かもしれないし、特別支援学級が増えるかもしれないといったところになりまして、多少振れ幅があるような状況になります。

このことに際して、4教室程度つくっておかなければ対応できないのではないかというところで、計画した所存でございます。

以上でございます。

和座委員 分かりました。

教育長職務代理者 中西委員。

中西委員 2点伺います。

まず、いろいろなものが物価上昇しているということが言われていますけれども、これは計画当初よりその辺が割り増しになっているのかどうか、その辺が分かるのかどうか分かりませんが、取りあえずご質問します。

もう一点は、こういう児童数増加で教室不足という状況はほかにはないのかどうか、そのあたりをちょっと確認しておきたいと思います。

教育長職務代理者 学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 まず1点目、物価上昇に関しましてですが、令和2年度に予算を出したのではなくて、今年度予算要求して取ったもので、設計のほうに関しましては今年の1月ぐらいですか、昨年度末ぐらいの単価を使用して行っています。ただ、今、中西委員言われたように物価上昇が激しいので、今後、契約後にインフレスライド条項等で、業者のほうから協議の申立てがある可能性はあるかと思えます。

それから、あと児童数の関係で、今後、教室のというのは今のところは考えていません。

以上です。

教育長職務代理者 ほかの学校も。

学校施設課長 ほかの学校ですね、はい。今のところありません。

教育長職務代理者 ほかにございますか。

伊藤委員。

伊藤委員 この配置図を見させていただいているんですけども、渡り廊下があるので、全ての校舎がずっと渡り廊下でつながるような、外に出ないで体育館まで行けるという造りになるのでしょうか。それが1つ。

それから、給食室というのは、これは配膳とか給食をつくる場所ですか。

教育長職務代理者 給食室について、ちょっと現状と移転後の変化……

伊藤委員 あと、それから、今回これは既に決定済みのことなのではないのでしょうかけれども、今回の増築によってかなり校庭が削られますよね。何かそういうイメージがこの配置図からうかがえるんですが、学校サイドで、校庭を使うときの何か工夫というか、あるいは校庭をうまく使うためにこういうふうにしたいとか、何か要望はあるのかなのか。その辺については、何ら教育委員会のほうとしては心配していないというような感じなのでしょうか。

それから、最後に簡単なことですが、これは工期が7年1月31日ということは、令和7年4月ですから、令和8年度から、もうこの新しい部屋を使って授業をするという理解でいいですね。違うか、7年度ですね。

教育長職務代理者 学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 4点いただきましたので、順次お答えします。

まず1点目ですが、校舎が全部つながります。まず、新設校舎と北校舎、正門の右下の校舎で、こちらについては1階、2階、3階で渡り廊下つながりますので、全て行き来できます。既存の左側の校舎と北校舎で、間の正門から入った人たちが校庭に抜けるために、こちらの1階部分はピロティになっていますので、こちらについては2階、3階の渡り廊下になっております。これは既存のつながりになっております。

それから、あと2点目に給食室の関係、お答えします。児童・生徒が食事する場所はランチルームとか食堂というふうに呼ばせていただいております。給食室というのはあくまでも調理する場所になります。基本的には給食室という言い方をさせていただいております。調理室といいますと、中学校にも調理室がありまして、子どもたちが調理実習を行う部屋がございますので、給食をつくる場所は給食室ということになると思います。

3点目の校庭の件ですが、こちらについては学校と何度も話しさせていただく中で、現段階では、建ててみないと学校側も見えてこないというところもあります。ただ面積的には、かなり面積は削られますが、面積的には東松戸小学校の校庭よりも、まだ面積は確保できていますので、そのあたりどうやって使っていけば、どういう使い方ができるのかというのは、

今後建ててから検討したいと思っております。

それから、あと4点目に、令和8年度の4月1日から新校舎での新学期が始まるという、新年度が始まるという理解でございます。あ、令和7年……

伊藤委員 7年度です。私が間違えました。

学校施設課長 令和6年度中に造りますので、令和7年度の4月1日からです、すみません。よろしくをお願いします。

教育長職務代理人 どうぞ、山形委員。

山形委員 2点質問です。5ページの平面図の2階の部分の教室の横の部分は、給食室の上、ここはデッキなのかというところです。構造上、図面の見方が分からないので教えてください。もう一点は、現状の校舎の中に給食室があって、こちらが新しくできた後の給食室、元々あった場所に関して、改めて改装工事等をして、きれいにして別な教室として活用していくのか、それはもう建てながら並行しながらやっていくのかというところが気になりました。その辺の見通しを教えてください。給食室、この広さや1階でアクセスもよくて、多分新しい施設なので、この1か所であれば、2か所ばらばらに調理するというのは安全管理上も難しいと思うので、多分この1か所に集結されていると思うので、その残った給食室の今後の取扱いについて。もしくは今現状として考えている旧給食室の活用に関して何かあったら、またそこは教えていただきたいです。

教育長職務代理人 学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 2点、ご質問いただきました。

1点目の2階平面図のこの部分、ちょっと色がついたところですけども、これは給食室の軒みたいな形になりまして、上は歩ける形になって、給食室の屋上に行く通路みたいな形になっております。ちょっと色がついているのですが、ちょっと、ひさしみたいな形で出ているような形で、上は歩ける廊下みたいな形ですね。子どもが出るところではありません。屋上にアクセスするための通路でございます。

あと2点目ですが、給食室は移転します。元あった給食室につきましては、令和7年1月にでき、4月にオープンというところで、その間の春休みに引っ越しをいたしますので、引っ越しが終わった後、令和7年度に改修工事を行いまして、床等は全部平らにして、比較的、教室としてはちょっと使いづらいですが、多目的室みたいな形で使えるように整備はしていきます。ただ、配膳室と小荷物昇降機につきましては、新しい給食室ができて3階、4階へのアクセスとして使いますので、そちらについては残すような形になっています。

以上でございます。

山形委員 ありがとうございます。

相模台小学校は、今後必ずと言っていいほど生徒数が増えることが、予想されます。引っ越しされてくる親子さんがとても増えている感覚が子育て支援の現場でもあるので、ここの整備は本当に大切だと思います。多目的室的なものは、これからの意味でも大切だと思うので、今後の利用方法を楽しみにしています。よろしくをお願いします。

教育長職務代理者 武田です。よろしいでしょうか。

相模台小は意外と広いなというイメージが私もあって、今回この増築工事をして校庭が削られても、今のところはやっていけるのではないかという見解をお聞きしてちょっとほっとしています。この増築の図面を見たときに、旧校舎にかぶる部分が東南からの日差しを切るようなイメージに見えますが、ここのところの遮光の感じというのは計算されているというか、特に問題ないというふうに思って大丈夫なんでしょうか。

それが1点と、あともう1点は、新增築のところにエレベーターがついていますが、東松戸小学校もそうですけれども、今後こういう施設というのを増やしていかなきゃいけないような話は東松戸小のときにご説明をいただいたと記憶しています。相模台小と東松戸小以外の学校の今後のエレベーターの増設等についてのお考えとか計画とかがございましたら、この機会に教えていただきたいと思います。

学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 まず1点目、増築校舎の配置についてですが、増築校舎につきましては、学校運営に極力支障がないように、既存建物を残して、また給食の提供を止めることなく配膳ルート確保を考えて、北校舎に接続できる場所として校庭東側に配置いたしました。日陰になることについて、極力日陰にならないよう、既存校舎から7.8メートル離しております。冬至での日照時間は、端の教室でも約4時間は確保されているといったところで、最大限配慮させていただいております。

それから、2点目のエレベーターですが、今、松戸市内の学校でエレベーターが、この学校を入れて、東松戸小と相模台小になるかと思います。今後、増築等の新築も含めて、長寿命化改修で大きく改修するとき、そのときは必ずエレベーターは必須になるかと思います。ただ、今、エレベーター関係、バリアフリー、文科省のほうからも最大限配慮するように通知が来ておりますので、今後いろいろな面で検討していかなければいけないなどは思っております。

以上でございます。

教育長職務代理者 よろしく願いいたします。

ほかにごございますか。

よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、ほかにご質問等ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第17号を採決いたします。

議案第17号については原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第17号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎報告等

教育長職務代理者 それでは、会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり議事日程を変更し、秘密会の前に報告等とその他に移ります。

「松戸市文化財保存活用地域計画」の文化庁長官による認定について、文化財保存活用課長よりお願いいたします。

文化財保存活用課長、お願いします。

文化財保存活用課長 文化財保存活用課の関根です。

「松戸市文化財保存活用地域計画」の文化庁長官による認定について、ご報告いたします。

計画の概要等につきましては、昨年12月と本年3月の教育委員会にてご説明の上、ご審議お並びにご承認いただいたところでございますが、その後の動きをご報告いたしますと、まず、3月末までに完成した計画書を文化庁に提出いたしました。4月以降は、文化庁からの指示により、提出した計画書に若干の手直しを加え、文化庁長官による認定の申請を行っていたところですが、去る7月21日に開催されました国の文化審議会文化財分科会の審議を経て正式に認定をいただきました。このたびの認定を受け、令和12年度までの8年間にわた

る計画期間がスタートしたところでございます。

本日は、計画書とその概要など、3点の資料をお手元に配付させていただきました。計画書につきましては、資料編を含めると200ページ以上ございますので、お時間の都合上、後ほどご覧いただければと存じますが、本日はこちらのA3の一枚の資料、「課題・方針・取組対照表（市全域）」をご覧いただき、ご説明させていただきたいと存じます。

まず、この対照表の見方でございますが、一番左には、黄緑色のところになりますが、この計画の目指す姿である基本理念を記載してございます。その右には松戸市の文化財を取り巻く現状から見た課題を4つのカテゴリーに分類し、お示ししております。さらにその右には4つの課題を解決するための基本方針と、それに付随して15の基本的な施策を設定しております。そして、これらの15の基本的な施策を推進するために、表の右半分になりますが、「保存と活用に関する取組」を記載しております。「保存と活用に関する取組」は、左から順に38の具体的な取組、その取組の概要、それらの取組を担う主体を行政から市民までお示しし、一番右には事業計画期間として8年間の計画期間を2年刻みに分割し、取り組む年度を網かけで示しております。網かけの色に差がございますが、薄い網かけは取組の準備を行う年度、濃い網かけは実際に取組を行う年度を表しております。

対照表の見方につきましては以上ですが、ここまではよろしいでしょうか。ありがとうございます。

松戸市文化財保存活用地域計画の推進は、令和5年度の主要施策でもございますので、いましばらくお時間をいただきまして、計画初年度である今年度の取組を6点ほど紹介させていただきます。

まず、文化財保存活用課の本課は、取組の9に関連しまして、指定文化財候補の台帳の作成に着手いたします。

現在、次期指定候補の文化財は市内に131件ございますが、これを管理するリストの内容が不十分なため、所在地や概要、写真など、記載の内容の充実を図り、台帳を整備し、文化財審議会等による今後の指定文化財の計画的な選定に役立ててまいります。

次に、取組10に関連し、埋蔵文化財包蔵地の照会データ検索システムの導入に向けた検討を開始いたします。現在、事業者からの問合せに使用しております地図は紙媒体を用いていることから、これをデジタル地図に転換することにより手続の迅速化と業務の効率化を目指してまいります。

番号、大分下のほうに飛びますが、取組31、効果的な情報発信のための普及事業の見直し

と改善に関連いたしまして、文化財の標識柱や説明板を新設する際や、経年劣化により見えづらくなったものを更新する際には、今後はより詳細な情報や画像などをご覧いただけるようQRコードを貼り付けるなど、情報発信の充実に努めてまいりたいと考えております。

このほか、市指定の文化財ではございませんが、松戸市の前身である旧松戸町の役場があった場所が、数々の資料を検討した結果明らかとなりましたので、一定の周知期間を経た上で市制施行80周年である令和5年度のうちにこれを記念し、旧松戸町役場のあった所在地付近に案内板を設置する予定でおります。

次に、美術館準備室では、表が前後しますが、取組8に関連いたしまして、文化財情報の整理、データベース化、公開に関連いたしまして、現在ポジフィルムで管理しております所蔵美術作品のデータをデジタル化し、昨年4月に開設した「まつどデジタルミュージアム」上で公開することにより、デジタルミュージアムの拡充並びに資料のデジタルアーカイブ化を推進してまいります。

戸定歴史館につきましては、取組19に関連し、「戸定邸保存活用計画」の策定に着手いたします。今年度は計画策定に係る現地調査と策定支援業務委託を行い、建造物、環境面、防災面の調査に並行して戸定邸保存活用審議会での専門家の意見を頂戴しながら、令和6年度までの2か年で計画を作成し、令和7年4月の文化庁への提出を目指してまいります。

最後に博物館ですが、取組21、施設修繕計画の実施並びに取組25、市立博物館の公開承認施設化に関連し、博物館の老朽化対策に取り組んでまいります。

博物館は、今年度、開館30周年を迎えることから、昨年度策定いたしました「松戸市立博物館リニューアル基本構想、基本計画」に基づき、施設の長寿命化はもちろんのこと、インクルーシブデザインの導入など、多様な利用者に対応できるよう施設の改修や、国宝や重要文化財を簡易な手続で借用できる公開承認施設を目指すため、令和6年度に予定しております設備老朽化に伴う空調設備などの全面的な改修に必要な各種の設計業務を進めてまいります。

以上、駆け足となりましたが、令和5年度の松戸市文化財保存活用地域計画に係る取組の一部を紹介させていただきました。

この計画に掲げた基本理念を実現するため、令和12年度までの8年間、4つの基本方針に沿った38の具体的な取組を行うことによって、松戸ならではの価値や魅力を伝え、市民に郷土への愛着や誇りを感じていただけるような環境づくりに努め、地域が総がかりとなって文化財を「守り」、「生かし」、「伝える」体制を構築し、文化財の継承に努めてまいりたい

と考えております。

文化財保存活用課からの報告は以上とさせていただきます。よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 それでは、ご質問、ご意見等がございますか。

伊藤委員。

伊藤委員 ちょっと質問ですが、今回こういう計画をつくって、文化庁から認定を受けたということなんですけれども、文化庁のほうからこれに基づいた、補助金とか、何かこういうことに対する支援が得られるのか、あるいは得られやすくなるのか、そういう文化庁との関係で、どういうふうに、何かこの計画がどう取り扱われるのかという点についてちょっとお聞きしたいのが一点です。それから、8年間、かなり長い期間にわたってこれを進めていくということで、それぞれいろいろ調査をしたり、非常に盛りだくさんなんですけれども、これを8年間、途中で第三者による評価とか、あるいは進捗状況についての何かチェックとか、そういったものはどういうふうに考えておられるのか。あるいは、もちろん8年では全部できないので、さらにまた何年か延長するとかというようなことも、それは視野にはあるんでしょうけれども、何かそういう評価を行う、何かそういう計画というのは考えておられるのでしょうか。

教育長職務代理者 文化財保存活用課長、お願いします。

文化財保存活用課長 2点ご質問いただきましたが、まず今回の計画策定により、文化庁との関係といたしますか、この計画をつくることによつてのメリットなのですが、大きなものとしたしましては、国庫補助金の対象となる事業をする際に、その事業が計画に記載されているものであった場合は、その交付金の交付に当たって優先的に検討していただけるということが想定されます。

具体的には、例えば重要文化財の修理ですとか防災、公開活用に関しては取組15に関連して、所蔵美術作品と資料の修復の計画や立案に関することですとか、情報発信に関しては取組31に関連して、効果的な情報発信のために文化財の標識柱や説明板を設置する際には、そういった交付金が活用できることが想定されます。あと、人材育成のところに関しましては、取組34に関連して、ボランティアガイドの人材育成とか、こういったところに補助金の活用を受けられる可能性があります。ただ、こういった補助金のメニューというのは年度、年度で変わってまいりますので、それに関しては常にアンテナを張りながら、合致するものがないか見ていきたいと思っております。

それから、2点目の進捗に関しましてですが、計画書の本編、135ページのところに進捗

管理及び評価というところがございまして、私ども文化財保存活用課では、附属機関として文化財審議会というものがございまして、その中で進捗の報告をいたしまして、評価をいただくように考えてございます。

136ページの3行目にもなりますが、中間年に当たる5年目には、途中経過としての大きな中間評価を実施したいと考えております。

以上をもって、8年間の計画が着実に進捗できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

伊藤委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかにございますか。

和座委員。

和座委員 これについては、前にも一度この場で検討した記憶があるんですけども、その際に私のほうで何点か出したことをもう一回確認したいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

まず、この計画の中で、ストーリーを生かした総合的な取組ということで、5つのストーリーというのがあって、これが地形の中で、いわゆる海とかそういった、いわゆる水田というのかな、そちらのほうと、それからそれが入り組んだものと、それから大地というふうになっていて、ここの松戸というのは非常に地形的にそういうような特色がある。その部分について、この5つのストーリーとうまく合わせながら考えていくというようなお話があったと思うんですね。それというのは、前にそのときに話しましたが、「ブラタモリ」というのがあって、結構そういった地形を見ながら歴史を考えていくという番組、非常に僕も好きなんですけれども、そういう意味で、この松戸というのが、そういったストーリーとしてスーッと入っていくことができるんじゃないかなと思ったんです。その場合、展示方法として、今言ったようなそういったコンセプトを十分に生かしながら展示していくという方向性が、そのとき議論があったと思うんですが、もう一度確認したいんですけども。

教育長職務代理者 文化財保存活用課長、お願いします。

文化財保存活用課長 和座委員からのご質問で、今、地形的に見た3つのものとか、あと5つのストーリーがありました。お配りしている資料の中に、この地形で3つの特徴があります。西側から低地の部分、谷と台地が入り組んだ部分、台地の部分に分けられます。それから、歴史を形づくる「5つのストーリー」が4枚つづりの資料の3ページ目に出ています。ごめ

んなさい、前後してしまいますが、その「5つのストーリー」に象徴されるなものが、1ページ目に出ております。ストーリー1の「豊かな海の記憶と水辺の暮らし」を象徴するものとして、これが市立博物館の復元竪穴住居だったり、ストーリー2の「交流の広がりから高城氏の時代へ」に関しましては、中世になりますが、古墳時代から高城氏時代までのことになります。それからストーリー3の「宿場・河岸から街へ」につきましては、これは戸定邸の辺りを代表するようなものになります。それからストーリー4の「小金牧から常盤平団地へ」というのが、これが割と近現代から現代につながるというところで、入居開始からちょうど60年経ったところですが、それを象徴するのが常盤平団地。これは既に市立博物館の中に実際の住居のモデルがありますけれども。それから最後、ストーリー5としては「祈りと娯楽の系譜」、これはどちらかというと無形の民俗的なものが多くなりますが、その代表するものとしては「松戸の三匹の獅子舞」とか、写真にはないですけども、「万作踊り」とか、そういったものになるのですけれども、また、これから博物館のリニューアル基本計画・基本構想の中にありまして、常設展示も大幅に見直そうというのがありますので、そういったところにこういったものも盛り込んでまいりたいと考えております。

和座委員 ぜひ、そういうふうにしてやっていただくと非常に分かりやすく、実際に住んでいる地域の地形というのがすごく生かされているということなので、ぜひお願いしたいと思います。ありがとうございます。

それから、もう一点ですけども、そのときも話したと思うんですが、いろんな多世代の方たちがおいでになると。アンケートでも、お子さんたちに対してもこれからやっていこうということで、対象者を広げていくということなんですが、やはり子育ての世代の方に対しての施設充実度ということでは、トイレのことだとか様々なことが挙げられているとは思いますが、そこら辺の話についてはいかがですか。

文化財保存活用課長 そちらにつきましても、やはり市立博物館はお手洗いがまだほとんどが和式のトイレですので、それを洋式化すること。それから、あと展示の大幅なリニューアルということで、「こどもミュージアム」を新たにつくって、1階の部分の展示空間を大幅に見直すように、学芸員、事務一丸となって検討しておるところです。

和座委員 ありがとうございます。

それから、もう一つ、あのときに申した、もう一点思い出したんですけども、今。常盤平の団地というのは、こういった歴史を考えると、あの当時、やはりキッチンだとか台所だとかというのがあーいった形で出てきたというのは非常に衝撃的な事実であって、それが、

現代の今の僕たちの生活の中にすごく生かされているということで、パイオニア的な役目があったわけですよね、そういう意味で、この団地がそういった一つの大きなおもしろい、先端を行った場であったという事実もあるので、常盤平の団地と、すぐ近くにある博物館とが、何かもう少し密接に、いろんな形で行き来できればいいなというふうな話をしたんですけども、それはどうでしょうか。

文化財保存活用課長 そうですね。常盤平団地、先ほど申し上げたとおり昭和35年に入居が始まって60年が経ったところなのでですけども、民俗の学芸員もずっとそこを研究している者がおりまして、今年その集大成として、その60年の歴史をつづった報告書を刊行しましたので、そういったところで地域とまた連携しながら、団地再生じゃないですけども、やはりあれは松戸の歴史を形づくりの中でも大きな部分を占めていますので、大事にそこを考えて、展示にも生かしていきたいと思っております。

和座委員 そうですね。今は、団地で独り暮らしになってしまって、高齢化・孤独のなかで、様々な健康問題が挙がっています。しかし、その中で地域の人たちが立ち上がって、そういった孤独死だとか、そういった健康問題について様々に取り組んでいる方たちもいらっしゃるんですね。そういう姿は、今まさに、ある意味では高齢化社会の中の最先端の部分なので、常盤平は過去のものではなくて、今にも続いているという認識の下で、全体像も展望できるような形での何か取扱いができればいいなというふうに個人的には思います。よろしくお願いいたします。

文化財保存活用課長 はい。ぜひ、その辺も考えながら進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

教育長職務代理者 よろしく願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 では、説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎その他

教育長職務代理者 その他に移ります。

事務局からは何かございますか。

よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 委員の皆様からということで、中西委員からご報告お願いいたします。

中西委員 私、いろんな仕事をしていまして、共育の杜というNPOの理事をしていまして、その関係で、これはホームページをプリントしたものなのですが、「共育の杜を歩く」という連載を始めました。テーマは学年担任制というものなんですけれども、その最初に松戸市の学校のことを4回分ほど紹介いたしましたので、せっかくなのでこの場でご披露して置いたほうがいいかなと思いました。この連載はずっと続きますけれども、まだ具体的には申し上げにくいですが、研究者の方も何か関心をお持ちのようなので、学校を変えていく一つの道具といいますか、そういうものになると思いますので、参考にいただければと思います。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

これはホームページから見られるということ。

中西委員 はい。全部ホームページで。共育の杜という。

◎議案第18号及び議案第19号

教育長職務代理者 それでは、続きまして、議案第18号「令和5年松戸市議会9月定例会議案（補正予算）に対する意見聴取について」及び議案第19号「令和6年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書の採択について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第18号及び議案第19号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方はご退席をお願いいたします。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、生涯学習部審議監、学校教育部審議監、教育総務課長、以降指定する職員は、各議案にて入替えをお願いいたします。

議案第18号、社会教育課長、社会教育課施設担当室長、学校財務課主幹、学校財務課主任主事、学習指導課長、学習指導課課長補佐、学校施設課長、学校施設課課長補佐、学校施設課主査、市立松戸高等学校事務長、学務課課長補佐、以上が議案第18号でございます。

議案第19号は、学習指導課長、学習指導課課長補佐、学習指導課指導主事、学務課学校保健担当室指導主事、児童生徒課指導主事、以上でございます。

準備が整うまでしばらくお待ちください。

(関係職員以外の職員退席)

(以後、秘密会)

◎議案第18号

教育長職務代理者 それでは、議案第18号「令和5年松戸市議会9月定例会の議案（補正予算）に対する意見聴取について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 教育総務課長の三根でございます。よろしくお願いいたします。

議案第18号「令和5年松戸市議会9月定例会の議案（補正予算）に対する意見聴取について」、ご説明申し上げます。

本件の提案理由は、令和5年松戸市議会9月定例会に議案として提出を予定しております補正予算議案の作成に当たり、教育費について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長より意見聴取の申出があったことから、ご審議いただくものでございます。

別冊の令和5年度9月教育費補正予算の1ページをご覧ください。

歳入より順次ご説明いたします。

県支出金、教育費県補助金の歳入補正額7万円につきましては、心のバリアフリー教育推進事業補助金交付要綱に基づき、地域拠点校の指定を受けた学校で補助金を活用した事業を行うため補正を行うものでございます。

続きまして、寄附金、教育費寄附金の補正額6万円については、経済的に不自由な児童・生徒のための寄附金を活用した事業を行うため、補正を行うものです。

続きまして、市債、教育債の補正額6,670万円については、文化会館の空調設備の不具合による機器更新計画を1年前倒しで行うため、社会教育施設整備事業債による補正を行うものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

教育総務費、事務局費、教育情報化推進事業、ネットワーク関係業務の補正額4,000万円については、児童・生徒のタブレットにおける修繕対象端末数が4月から6月までの実績より増加することが見込まれるために修繕を実施するためのものです。

続きまして、教育総務費、教育研究指導費、児童生徒活動支援事業、児童生徒活動支援業務の補正額7万円については、心のバリアフリー教育推進事業補助金交付要綱に基づき交付された心のバリアフリー教育推進事業補助金を活用し、地域拠点校である松戸市立第五中学校にてバリアフリー教育推進の実践に努めるためです。

続きまして、小学校費、学校管理費、小学校施設維持管理事業、校舎校地等維持管理業務の補正額2,057万4,000円については、トイレ設備賃貸借において、賃金水準または物価水準の変動による請負代金額の増額変更契約及び梨香台第二小学校予定地に県立児童相談所を建設することに伴い、建設地境界付近の樹木伐採、抜根を行うためのものです。

続きまして、小学校費、学校管理費、小学校施設維持管理事業、校舎等改修業務の補正額4,320万円については、施設設備の保守点検等において指摘を受けるなど、早急に改善を求められている事項について、安全確保を図るため、緊急に修繕及び工事を実施するためのものです。

続きまして、小学校費、学校管理費、小学校備品等整備事業、各校用器具購入費の補正額114万円については、歳入の教育費寄附金に加えて、昨年度繰越分として経済的に不自由な児童・生徒のための寄附金と、学校教育推進事業のための寄附金を活用し、松戸市立常盤平第二小学校に、車椅子を使用する児童のために階段昇降機を購入するためのものです。

続きまして、3ページをご覧ください。

中学校費、学校管理費、中学校施設維持管理事業、校舎校地等維持管理業務の補正額25万5,000円については、小学校費と同様にトイレ設備賃貸借において、賃金水準または物価水準の変動による請負代金額の増額変更契約を行うためのものです。

続きまして、中学校費、学校管理費、中学校施設維持管理事業、校舎等改修業務の補正額2,000万円についても、小学校費と同様に施設設備の保守点検等において指摘を受けるなど、早急に改善を求められている事項について安全確保を図るため、緊急に修繕及び工事を実施するためのものです。

続きまして、高等学校費、高等学校管理費、高等学校管理運営事業、管理関係業務の補正

額67万1,000円については、令和5年度入学者選抜で多くの採点誤りが発覚したことから、令和6年度入学者選抜より、県内の公立高等学校にてデジタル採点システムを一斉導入するに当たり、必要経費を負担金として支払う必要があるためのものです。

続きまして、社会教育費、社会教育施設費、文化会館管理運営事業、施設維持管理業務の補正額9,010万1,000円については、学校財務課同様に、昨年度繰越分として社会教育芸術文化振興事業のための寄附金を活用し、文化会館に音楽行事に関わる市民の多様なニーズに応えるためにマリンバを購入するためのものです。

また、文化会館の空調設備のガスだき冷温水発生機3台が老朽化しており、そのうち1台の不具合が頻発していることから、機器更新計画を1年前倒しで行い、令和5年度から毎年1台ずつ取替え工事を実施するためのものです。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

債務負担行為は複数年度に渡る事業の経費を支出する必要がある場合に設定をいたしまして、将来の財政負担を伴うものです。

4ページをご覧ください。

小学校校舎校地等維持管理業務の債務負担行為の限度額4億4,780万9,000円と、中学校校舎校地等維持管理業務の債務負担行為の限度額2億4,664万5,000円については、屋内体育館の老朽化したトイレをリース方式を採用し、器具等の賃貸借を行うため、令和5年度から令和15年度まで設定されております。

また、小学校施設維持管理事業校舎等改修業務の債務負担行為の限度額1,444万3,000円と、中学校施設維持管理事業校舎等改修業務の債務負担行為の限度額2,523万4,000円については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき工事の平準化を行うため、令和5年度から令和6年度までの2年間で設定するためのものです。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 議案第18号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご質問等はございますか。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 すみません、1点訂正がございます。

先ほど、私、心のバリアフリー教育推進事業につきまして、第五中学校というお話をさせていただいたのですが、第五中学校ではなくて大橋小学校が、正しくは大橋小学校で

ございましたので訂正させていただきます。失礼いたしました。

教育長職務代理者 それでは、これより質疑及び討論に入ります。

最後のページ、4ページのところの、ちょっと知らないので教えていただきたいんですけども、リース方式というのはどういう形に。「トイレのリース方式を採用し、器具等の賃借を行う。」という。

学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 まず、体育館のリース方式というのは、令和3年の7月21日に53校の体育館トイレのリース契約を結びました。リースといいましても、実際には整備していただいて、そのでき上がった便器、鏡、それから手すりなどを借りる、そういう契約でございます。

市としては、リースにしますと財政負担を平準化、単年度工事ですと、その年に全部払わなくてはいけないのですが、リースにすれば5年とか十何年とか分割で払って、それで使い続けられます。リース期間が終われば便器などは無償譲渡という条項を設けています。実際には、リース費の中にそもそもの使用料のほかに、その便器代のほかに施工費も入っているといったところになります。そうしますと、施工費も、分割払いでならせませす。よくエアコンとか、そういうものはリースというのはあったのですが、それで松戸市としてちょっと初めてトイレの便器など、衛生器具のリース方式ということで、民間のリース会社の力を使って平準化と、設計と施工をすべてリース会社の下で請け負う業者がやりますので、基本的には53校一気にできるということで、令和3年7月21日に契約しました。令和3年7月21日から、約2年ですが令和5年8月31日までに、53校全てのトイレを洋式化しております。現在、松戸市内の体育館は全て、このおかげで洋式化されたところになります。それで、実際のリース期間というのが9月1日から始まります。10年間リースということで、令和15年8月31日まで毎月賃借料を払い続けます。

教育長職務代理者 その後は、使えればそのまま契約……

学校施設課長 そうですね、無償譲渡という形になります。基本的に、便器ですので、維持管理とか、それからあと破損のおそれというのは、故意とかでなければいけないものですので、壊れてしまえば市で直さなければならないとは思いますが。

次に、今回の債務負担の変更ですが、歳出の2ページの小学校維持管理事業の校舎校地等維持管理業務の中に「賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の増額変更契約を行う。」と書いてあります。同じように中学校、3ページの上段に、校舎校地等維持管理業務の中にもございます。これは整備期間が今月末ですが、業者より、物価高騰の影響ありまし

て、昨年の7月21日に、まだ整備期間中ですが、契約から1年たって、まだ残工期が残っているなどの条件の下、業者のほうから物価が上がっているので契約変更したいというような申出がございまして、今回の議会にお諮りして、このような形で今年度分の支出及び債務負担の、これは令和5年度から令和15年度までの金額を増額するといったことになります。

以上でございます。

教育長職務代理者 分かりました。ありがとうございました。

ほかにもございますか。

和座委員。

和座委員 ちょっと教えていただきたいんですが、3ページなんですけれども、高等学校の管理運営事業の中で、入学者の選抜で採点の誤りが出たということで、記号問題についてはマークシートによる採点をと。あと、記述問題について、デジタル採点システムと書いてあるんですが、これはどんなものなんでしょうか。

教育長職務代理者 市立高校事務長、お願いいたします。

市立松戸高校事務長 マークシートによる採点につきましては、そのままデジタルで読み込んでできるんですけれども、記述式によるシステムにつきましては、その記述を読み取るシステムがございまして、それを読み取って自動採点というような。

和座委員 読み取って自動採点。

市立松戸高校事務長 はい。簡単に言えば。

和座委員 すごいですね。

中西委員 何かこんな言葉が入っていればいいのか、そういう条件をつけるんでしょう。

市立松戸高校事務長 そうですね、はい。そのシステムにあらかじめ言葉の条件とか、そういう条件を入力させて、それで読み込むという形で。

和座委員 なるほど。いろいろと便利になるんですね。分かりました。ありがとうございます。

それから、これはちょっと聞き落としたかもしれませんが、すみません、1ページの心のバリアフリーということについてなんですけれども、これは具体的には、この7万円というのはどういうふうな支出で、どういったもので使われるんですか。いわゆるバリアフリーの教育推進事業というんですけれども、具体的にどんなことをなさるんでしょうか。

教育長職務代理者 学習指導課長、お願いいたします。

学習指導課長 心のバリアフリー事業なんですけれども、これはオリンピック・パラリンピック教育のレガシーとして引き継がれたものでして、今回の内容としては、大橋小学校がオリンピ

ック・パラリンピックのときにドミニカ共和国との友好関係というか、そういった学校に指定されて、そのときの小学校として梨を大橋小は栽培しておりますので、この大橋小学校で引き続き、その梨の栽培を行っているというところが今の具体内容でございます。

和座委員 それに対して、この補助をするわけですか。

学習指導課長 はい。

和座委員 そうですか。分かりました。

教育長職務代理者 お願いいたします。

市立松戸高校事務長 すみません、先ほどの採点システムの関係なんですけれども、ごめんなさい、ちょっと勘違いしてしまして、例えば記述式の問題、例えば中間テストとか期末考査のテストで記述のやる場合、先生方は採点する場合は、例えば同じ問題を一々めくって採点しなきゃいけないのを、同じ問題が一つの画面にぱっと出てくるわけなんです。だから、そこで自動採点できるような形にできると。

例えば、先生方が普通のペーパーでやる場合は、同じ問題を先に回答しようとする場合、20人、30人いれば、一々めくりながらやらなきゃいけない。そこで採点ミスが発覚する。なんですけれども、この一つの問題を一つの画面に映し出して。

和座委員 それをデジタルということ。

市立松戸高校事務長 そう。それで先生方が採点して、やるという。それで、そこでミスをなくすという。

和座委員 それで、さっき話したように、その中の有効な文字を引き出してということ……

市立松戸高校事務長 引き出してというのもあるんでしょうけれども、少なくする意図としては、一つの画面に同じ問題を出せるという。

和座委員 そういうデジタルなんです。

市立松戸高校事務長 はい。

和座委員 そうですか、分かりました。失礼します。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほかに。

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 すみません、その採点ミスというのはどういうものがあつたのかというのを承知してないんですが、その情報はお持ちですか。

教育長職務代理者 前年度の採点ミスについて。

市立高校事務局、お願いいたします。

市立松戸高校事務長 採点のミスにつきましては、先ほど言ったとおり、例えば同じ問題について、例えば一々めくらなきやいけない部分で、単純作業のところが単純にミスってしまったのかなというのは想定されます。

あと、その内容につきましては、ちょっと具体的には報道はされてはいないんですけども、多くの県立高校、県内の県立高校で言えば120校中92校、市立高校で言えば7校中6校が、再チェックの見落としというの考えられるのかなとは思いますが。

教育長職務代理者 このシステムの導入によって、軽減されるという考えの下で、これを導入されるということ。

市立松戸高校事務長 はい。そういうふうに説明を聞いております。

伊藤委員 じゃ、マークシートだったらもちろんコンピューターがチェックするわけですけども、そのときに見落としとか、そういうのが、単純ミスがあったということなんですね。

市立松戸高校事務長 そうですね。多くの学校では同じ問題なので記述なんですけれども、当然マークシートであれば機械が全部読み込んで全部採点してくれていたところはあるんですけども、何せ記述なものですから、全部先生方の目で見なきゃいけないというのがありますので、そこで、当然先生方によっては二重チェックというのは、当然同じ教科の先生の中でするんですけども、そこでまたちょっと見落としがあったのかなというのが原因ではないかなと思われまます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

山形委員。

山形委員 2ページのネットワーク関係業務の部分で、タブレットが3万4,000台が4,000万ということで、1台に換算すると5,000円、6,000円ぐらいの修繕なのか、それとも破損したものが多いか、何かその微細な修繕が何件も続いたのかみたいな、どんな修理がおおむね多くて、あとは今後の予防策みたいなとかは今考えていらっしゃるかというところは気になります。もう一点、ほかの自治体もこのぐらいの修繕が出ているのか情報があれば教えていただきたいです。

教育長職務代理者 学校施設課長。

学校施設課長 ネットワーク関係業務についてですが、この4,000万の積算ですが、890台で見込んでおります。

主な破損箇所というところ、液晶割れが8割でございます。その他2割としては、電源ピンの破損、キーボード接続部の破損、USBポートの破損などになります。それで画面割れの大半が、全交換になってしまいます。

あと対策ですが、いろいろ考えてはいるのですが、破損場所の6割が教室ということになっておりますので、いま一度学校には注意喚起をしているところではございますが、使用する機会がかなり増えておりますので、破損数は下がらない現状でございます。

他市の状況ですが、お隣の市川市もほぼ同じぐらいの台数、同じぐらいの割合で破損していると聞いております。

以上でございます。

伊藤委員 先ほどのトイレのリースなんですけど、ちょっと私も意外に思ったのですけれども、ほかに学校関連でそういうリースをやっている、あるいは今後検討していくものはあるのでしょうか。何かほかにあるのかなというのがちょっと関心があるということと、それからリースですと、いろいろ基本的なメンテナンスとか、壊れたときの修理とか、そういったものについては、リース会社というか、その元のほうにやってもらうということができると言うんですけれども、そういうこともあるんでしょうか。

教育長職務代理者 学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 今、トイレのリースのお話から話がちょっと広がったと思うのですけれども、不動産じゃなくて動産ですね、いわゆるテレビとか、それからOA機器、それで今私どもがやっているGIGAのタブレットに関してもリースです。現在、パソコンなど情報機器は、やはり5年ぐらいで更新されていってしまうので、リースでやるのが一般的だと思います。また建物に固定されているものというところ、やはりエアコンが一番主流ではありました。

不具合の対応については、GIGAのほうで説明させていただきますと、令和4年度、実際GIGAタブレットは1,645台壊れました。そのうちリースの中で無償で修繕していただいたのが762台、市がお金を出して修繕したのが883台、ほぼ同じぐらいの台数となっております。そういったところで、保守の中で、リースですとやっていただけます。自然で壊れたりですとか、自然の使い方で壊したのものに関してはやっていただけます。ただ、落としたりとか踏んだりとかというのは、やはり使用者の瑕疵になりますので、それは保守範囲外といったところになっております。

以上でございます。

伊藤委員 じゃ、トイレも使っている側の責任ではなく、何か向こうの不具合で支障が出た場

合は向こう側が直してくれるという、そういうふうになっているんですか。

教育長職務代理者 学校施設課長。

学校施設課長 はい、そのとおりでございます。

伊藤委員 それから、もう一点だけ、すみません。2ページに、児相のことが出ているので、ちょっと私も、やっと動き出したのかなと思ったんですけども、ただ、まだ樹木の伐採とか抜根がやっと始まるということのようですが、この今後の予定というのはどうなっているのでしょうか。

教育長職務代理者 学校施設課長。

学校施設課長 基本的には来年度ですね、来年の4月から県に土地をお貸しするといったところで、それまで市のほうでいろいろあつらえをつくるということで、今回樹木の伐採を行うということになっていますので、その後、県の建設工事が始まります。

伊藤委員 じゃ、県の建設の計画はまだ未定ですか。

学校施設課長 それは私のほうでは分かりません。

生涯学習部長 生涯学習部長でございます。

児童相談所の計画については、県と本市の担当部門で調整をしております。開設時期等については工期が一、二年はかかるころなので、それ以降になります。現在は土地を貸出しできるように準備を我々のほうでしまして、それ以降は県のほうの工事で、建設と、それから運用に向けた準備をされるというふうに聞いております。

教育長職務代理者 ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ほかにないようですので、これをもちまして議案第18号の質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第18号を採決いたします。

議案第18号については原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第18号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第19号

教育長職務代理者 次に、議案第19号「令和6年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書の採択について」を議題といたします。

議事の進め方につきましては、まず初めに、東葛飾西部採択地区協議会の状況及び令和6年度小学校及び中学校用教科書並びに附則第9条図書について、学習指導課長から概要を説明いただいた後、担当者から個別の教科書についての説明をいただき、質疑・討論を行います。採決は最後にまとめて行いたいと思います。

それでは、学習指導課から東葛飾西部採択地区協議会での状況についてと概要についてご説明をお願いいたします。

学習指導課長、お願いします。

学習指導課長 よろしくをお願いいたします。

議案第19号「令和6年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書の採択について」につきまして、ご説明を申し上げます。

提案理由につきましては、9ページに記載のとおりでございますが、令和6年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項の規定により、去る7月13日に開催されました第2回教科用図書東葛飾西部採択地区協議会にて各教科用図書が選定されましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6項に基づき、松戸市教育委員会として審議し、採択していただくためにご提案いたします。

簡単に本日までの経過をご報告申し上げます。

5月16日に第1回教科用図書東葛飾西部採択地区協議会が開催され、地区の基本方針、規約等が確認しました。5月17日の教育委員会議において、教科用図書東葛飾西部採択地区協議会の規約及び松戸市の令和6年度使用教科用図書の採択に関する方針についてご確認、承認いただきました。また、7月13日に第2回教科用図書東葛飾西部採択地区協議会が開催され、採択地区における各教科書が選定されたところでございます。

協議会の内容ですが、令和5年3月31日付文部科学省初等中等教育局教科書課長名による令和6年度使用教科書の採択事務処理についての通知のうち、中学校用教科用図書の採択につきましては、令和5年度においては無償措置法第14条の規定に基づき無償措置法施行規則第6条各号を除き、令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこ

とに基づきまして、別紙2にあるように、令和4年度に採択したものと同じものを使用することで、全会一致の選定がされました。

次に、小学校用教科用図書につきましては、同じ通知のうち、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができることに基づき、採択協議会が委嘱いたしました専門調査員の報告と協議委員による審議を経て、投票により別紙1のように選定されました。

また、特別支援学級で使用される学校教育法附則第9条の規定による教科用図書につきましては、教科書無償措置法第14条及び同施行令15条から除外されますので、毎年採択をすることになっております。特に別紙3、備考欄の米印の4冊については、今年度新たに加わったものでございますので、新規本4冊を中心に、採択協議会が委嘱しました専門調査員の報告と協議委員による審議を経て、別紙3のように附則9条の規定による教科用図書が選定されました。

この後、東葛飾地区西部採択地区協議会で選定された小学校用教科用図書13種目及び附則9条図書の新規本について、この後各担当から説明させていただきます。

本市教育委員会議において、本市の学校教育指導方針を踏まえ、小学校、中学校用教科用図書並びに附則9条本をご審議の上、ご採択いただきたく存じます。

なお、参考といたしまして、公正な採択に向けて、当教育委員会議及び各市の採択会議は8月31日までは非公開であることが確認されております。また、地区協議会の選定結果は最大限尊重することとされており、本市採択に関する方針においても、原則同一の教科書を採択することになっております。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、個別の教科用図書についてのご説明をお願いいたします。

学習指導課長、お願いします。

学習指導課長 各種目のご説明前ではありますが、1点補足をさせていただきます。

令和5年度教科書採択においては、紙の教科書を採択することが原則となっております。また、各教科2次元コードが掲載されておりますが、補助的な教材でございます。英語についてのみ、令和6年度使用教科書の採択事務処理についてにおいて、紙の教科書を調査し、採択することを原則とした上で、採択権者の判断で必要に応じて英語のデジタル教科書について調査し、採択の考慮事項とすることができる旨、通知されておりますことを確認いたします。

この後、本日は14種目ございますので、初めに特別支援教育で使用する附則9条本、次に小学校教科用図書国語から、順次指導主事よりご説明いたします。よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、個別教科書についてのご説明をお願いいたします。

学習指導課指導主事 学習指導課指導主事、神戸です。よろしくお願いいたします。

それでは、特別支援教育の教科用図書についてご説明させていただきます。

学校教育法附則第9条により、特別支援学校や特別支援学級では、文部科学大臣の検定を経た教科用図書または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないという規定にかかわらず、教科用図書以外の図書を使用することができるとされています。

学校教育法附則第9条の規定による図書は、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級において、当該学校、当該学年用の教科書や理解の度合い、習熟度で使用できる教科書、いわゆる星本ですね、このような星本と呼ばれるものです。この星本を使用することが適切ではない場合に、教科用図書が9条の規定による図書が選択されます。

また、文部科学省初等中等教育局教科書課作成の一般図書一覧から、図書の内容、組織、配列、表現、造本等について、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の児童・生徒の実態に応じた適切なものであると認められる場合について選択されるものです。

令和6年度使用の学校教育法附則第9条の規定による一般図書一覧には、新たに4冊の図書が選定されております。

それでは、追加された一般図書を説明させていただきます。

まず、「どうなってるの？からだのなか」は、身体の仕組みに関する内容が15ページの内容に詰め込まれているものです。各ページには、めくり式で細かい内容が出てくるような形になっておりまして、非常に興味関心を持って読むという工夫がされています。内容として情報量は非常に多いんですけども、優しく短い文章で説明がされています。あとはイラストも豊富にありますので、理解しやすい内容となっております。

次に、「学校では教えてくれない大切なこと（9）ルールとマナー」です。漫画やイラストを通して、生活の中でのルールやマナーについて学ぶことができる本となっております。表情豊かで個性的なキャラクターのやり取りを通して、身近な場面でのルールやマナーについて具体的にどのような行動を取るべきかを学ぶことができます。また、なぜそのような行動、ルールやマナーを守るべきかについても触れてありますので、知識だけではなくて学校

場面に即したことを学ぶことができるということになっております。

次に、「わくわく音あそびえほんえいごにほんごおうたえほん」です。こちら、音声の出るボードと歌詞カードがセットになっている本になっております。収録されている曲は合計25曲で、12曲について日本語と英語の両方の音楽、1曲は英語のみですが、収録されております。ボタンを押すことで音楽を聞くことができ、日本語と英語の両方の音楽に親しむことができます。

最後に、こちらですね、「わくわく音あそびえほん新装版にほんご★えいごおしゃべりタブレットえほん」です。こちらの本は、音声のボードと平仮名と英語を学ぶためのワークブック、こちらのワークブックがセットになっております。日常なじみのある名称等について、英語と日本語、両方で音声聞いて、文字を見て、イラストでイメージすることで言葉の理解を促すことができるよう工夫されております。

以上、令和6年度使用の学校教育法附則第9条の規定による一般図書一覧にある新規4冊について説明させていただきました。いずれも特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級における児童・生徒の教育に適切であると認められます。

なお、今年度、該当する児童・生徒がいないため、今年度については附則9条本の一般図書は使用しておりません。

以上で説明を終わります。

教育長職務代理者 どうぞ。

学習指導課指導主事 学習指導課指導主事の村越です。

国語科についてご説明いたします。

国語科の教科書は3社です。3社とも国語科の目標への適合はもちろん、言語活動の活発化や言葉のスキルの獲得等について力を入れています。これは、松戸市が文部科学省より教育課程特例校に指定を受ける言語活用科にも通じ、市の学校教育指導方針に適合していると考えられます。特に言語活用科の意見を言おう、分かりやすく伝えようの単元で獲得するスキルと連動する展開がつぶさに見受けられます。

I C Tに関しても、3社ともに二次元コードなどから利用できるウェブコンテンツを増やすなど取組が図られています。

では、各社の特色について、6年生の教科書を基に説明いたします。

1冊目は東京書籍です。

1年生から4年生まで上下2冊、5・6年生は合冊になっています。

293ページ、各単元で身につける資質・能力を言葉の力として明示しています。例えば海の命という単元で見ると、186ページのところで見通す、198ページのところで取り組む、200ページで振り返るという3つのステップを通して力の獲得を目指す形式です。

言語活用科との連動で特筆すべきは、90ページ、喫緊の課題であるネット利用を題材に、批判的思考力の必要性、議論を踏まえた自己の意見の構築という展開になっています。

2冊目は光村図書です。

1年生から4年生まで上下2冊、5・6年生は合冊となっています。

5ページ巻頭で学ぶ意義、学び方、年間の見通しが順に示され、学びの流れが一目で分かります。また、学び方については、問いを出発点とし、個別最適な学びと協働的な学びを深め、最終的にメタ的に振り返ることで自己の成長の実感と次への意欲が生まれるサイクルが構築されます。

言語活用科との連動で特筆すべきは、104ページ、ニュースサイトと朝刊の記事の読み比べという題材で、批判的思考力に向かう事実と意見の区別をするための力が身につく内容になっています。

3冊目、最後に今回採択された教育出版です。

全学年上下2冊の教科書となっています。

19ページ、見通しを持つようとして、学習指導要領で示された学習課程に対応した4ステップの学習内容が示されています。

続けて58ページ、離す、聞く、書くこと教材では、多様で活発な言語活動かつ児童にとって必要感のある課題が設定され、他者と協働、協調して言葉の力を育めるようになっていきます。

戻りまして4ページ巻頭、6年生で学ぶことでは、何を学び、どのような力がつくのか、年間の見通しが持てます。

また、116ページ巻末では、学習を振り返る機会を設け、その後への意欲が高まるようになっています。

52ページ、国語にとどまらずに生きて働く言葉の力が身につくよう、他教科の学習や日常生活に結びついた題材を設定し、活動化しています。

言語活用科との連動については、22ページ、シンキングツールの活用、36ページ、グラフの読み取り、102ページ、写真の分析からの物語の作成など多方面にわたっています。

以上で3社の国語科の教科書についての説明を終わります。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

次は書写、お願いいたします。

学務課学校保健担当室指導主事 指導主事の幸口です。

書写についてご説明いたします。

3社どの教科書においても、学習の進め方や考える視点が分かりやすく示されている点、課題解決のために対話的な学習を通して深い学びへとつながるよう配慮されている点、日常生活や他教科の学習につながるよう教材化を図っている点において、全ての教科書が市の学校教育指導方針に適合していると思われま

す。また、各教科書ともにQRコードを掲載し、実演動画や解説動画をデジタルコンテンツで見られるなど、ICTを効果的に活用できるようになっております。

それでは、各教科書の特色について説明いたします。比較しやすくするために、各社の小学3年生の教科書をお示ししております。3年生は毛筆の導入期に当たるため、各社の創意工夫の特徴が多く見られます。それでは、各教科書の特徴について説明してまいります。

最初に、東京書籍です。

初めに、2ページ目をご覧ください。書写の学び方としましては、見つけよう、確かめよう、生かそう、振り返ろうで構成され、課題解決型の学習となっております。

次に、14、15ページ目をご覧ください。14ページ右下には、課題解決に向けて児童の理解を促すことができるよう文字を整えて書くためのポイント「書写のかぎ」が教材ごとに明示されております。

また、26ページ目には、書写での学びを他教科の書いて伝える活動と関連づけ、教科横断的な学びを可能とするよう、生活に広げようというコーナーが設けられております。

2冊目は光村図書です。

ページ数は誌面右上に明記されております。

10ページ目をご覧ください。学習の進め方としましては、考えよう、確かめよう、生かそうの構成となっております。

次に、18、19ページ目をご覧ください。18ページ左下には、教材ごとに学習のポイントを一目で確認できるよう「たいせつ」が明示されております。

また、24ページ目には、書写で身につけた力が、国語科をはじめとした言語活動等を通して日常生活で生きて働く力となるよう「書写広げたい」のコーナーが設けられております。

最後に、今回西部地区で採択された教育出版についてです。

教科書5ページ目をご覧ください。学習の進め方としましては、「つかむ、考える、書く、確かめる、振り返る、生かす、広げる」で構成されており、学習課程が明確に示され、児童は1時間の見通しを持ち、主体的に学習に取り組むことができるようになっております。

16ページ目をご覧ください。右ページは教材文字と単元名のみで構成することで、半紙に対する文字の位置をイメージでき、文字間隔を自然に育むことができるレイアウトになっております。

左ページ左上の「ここが大切」では、文字の組み立て方や点画の書き方等のポイントについて、イラストや図解を用いて視覚的にも分かりやすいよう示されております。

また、左ページの右下「生かそう」においては、試し書きで自己の課題に気づき、授業の終わりのまとめ書きと比較することで1時間の学びを実感するとともに、硬筆に生かすことができるようになっております。

さらに、39ページ目にございます「レッツ・トライ」のコーナーにおいては、書写を通して身につけた力を、国語科をはじめとした他教科の学習においても活用できるよう工夫されております。

最後に、他の教科書でも配慮されている点でございますが、教育出版においても、以下の2点で全ての子どもの学びやすさに配慮されております。

1点目は、カラーユニバーサルデザインの採用です。色覚等の特性を踏まえた判読しやすい配色やレイアウトなどにより、全ての子どもに学びやすい紙面づくりがなされております。

2点目は、ユニバーサルデザインフォントの採用です。特別支援が必要な児童へ配慮した書体であり、手書き文字と近い文字であることから、書写の教科としても学習しやすい文字が採用されております。

3社の教科書の説明は以上となります。

学習指導課指導主事 学習指導課指導主事の小葉です。

社会科についてご説明いたします。よろしくお願いいたします。

文部科学省の検定に合格した社会科の教科書は3社あります。3社の教科書はいずれも「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業展開がしやすい単元構成になっています。単元を通して追究していけるように学び合いの場を設定し、協働学習から課題解決を図るようすることで対話的な学習が生まれ、活発な表現活動につながるよう配慮されています。

また、各社例示の方法は異なりますが、社会科と他の教科等との学習内容の連携を図ることで、教科横断的に学習を進めていけるよう配慮されています。

さらに、学習過程を通してよりよい社会のために課題解決の方法を選択、判断しようとする態度や、社会に見られる今日的課題を多角的に考えようとする態度が養われるように、内容を適切に取り上げています。児童が学習問題の解決に向けて、見通しを持って主体的に学習が進められるよう配慮しており、松戸市の学校教育指導方針に適合していると思われま

す。ICTの効果的な活用につきましても、学習に役立つ情報を、教科書の紙面に印刷された二次元コードを直接読み取ることにより、いつでも必要なときにウェブサイトで見ることができます。これは児童の学びを広げることにつながります。主体的な学習活動ができる点や、個別最適な学びを取り入れられる点でも工夫がされている教科書となっています。

それでは、各社の特徴について、5年生の教科書を基にしながら具体的に説明いたします。

1冊目は教育出版の「小学社会」です。

各単元の末尾に「つなげる」の学習場面が掲載されています。付せん青171ページの中央にあるように、ICTを活用した表現活動や思考ツールで学習を整理する方法も掲載され、多様に例示された対話的な学習により深い思考、理解が促されるよう工夫がされています。

2冊目は日本文教出版の「小学社会」です。

187ページの中央、付せん青をご覧ください。問題を追究・解決するために必要な写真や図、グラフ、地図などはもちろんのこと、「学び方、調べ方コーナー」が掲載されています。このページでは、ワークシートの書き方について文章と児童が作成した例が分かりやすく掲載されています。見学や観察などの仕方や資料の読み取り、表現活動に関わる学習技能をサポートしているコーナーとなっております。発達の段階に応じてより充実させ、観察力、資料・活用力や表現力の基礎を身につけられるようになっています。

3冊目は、西部地区で採択された東京書籍の「新版 新しい社会」です。

上下巻の2冊となっております。教科書全般において問いの構造化がされており、全ての単元を通して単元のめあて、付せん1、3ページ右下、本時のめあて、付せん2、4ページ左上、小単元の学習問題、付せん3、4ページ中央を構造的に紙面に明示し、問題解決的な学習を効果的に進められるようにしています。

次に、単元構成による授業展開について説明します。40ページから49ページを例にとって説明しますと、基本、各見開きの左ページに本時のめあてが明示され、単元を通してそれぞれ、「つかむ」「調べる」「まとめる」「いかす」の学習段階に分け、課題意識を持って学習に取り組むことができるようになっています。特に48ページの「いかす」の段階では、自分たちにできることなどを考えたり、選択・判断したりする場面を多数提示されています。

今日的な教育課題に関わる箇所を中心に学習したことを生かして社会的な事柄に参画したり、提案・発信したりする学習場面を設けたりすることで、資質・能力を育めるよう工夫がされています。

3社の社会科の教科書の説明については以上となります。

学習指導課指導主事 学習指導課指導主事の川口です。よろしくお願いします。

地図についてご説明いたします。

今回、文部科学省の検定に合格した地図の教科書は2社ございます。いずれも内容的には学習指導要領に即し、日本と世界の地図が学年の発達段階に応じて順序よく効果的に配列されております。

造本につきましても、A4版の大判サイズという利点を生かし、読み取りやすい文字や記号、見やすい鮮明な色彩や色調、ユニバーサルデザイン書体の採用など工夫がなされております。

また、地図の教科書は3年生から6年生までの4年間の使用に十分耐えられるよう、耐久性にも考えられたつくりとなっております。資料活用能力の向上、また公民的資質の基礎を養っていくという点からも、松戸市の教育施策にふさわしい教科書であると考えております。

それでは、各教科書の特徴について説明いたします。

初めに東京書籍です。

地図を活用し、考える力を育てたいという願いの下、見やすく、子どもたちが聞きたくなるよう編集されています。冒頭にはイラストを満載にした世界地図、日本地図を置き、地図の世界へのイントロダクションとしています。また、日本地図では地方ごとに、世界地図では大陸ごとに「ホップステップマップでジャンプ」というコーナーがあり、主体的に取り組むためのヒントが用意されております。様々な教科の教科書と併せて使用ができると同時に、家庭学習にも活用できます。

東京書籍、帝国書院、2つの違いとしてはページ数が挙げられておりますが、東京書籍のほうが30ページほど少ない中でも、少なくした理由としては、二次元コードによるICTの活用や重さへの配慮がなされています。

次に、今回、西部採択地区で採択された帝国書院です。

こちらは親しみながら地図活用の基礎・基本が身につけられるよう編集されています。児童が主体的に地図帳を活用できるように自学自習ができる問い、「地図マスターへの道」を設定しております。問いに答えていくことで、達成感を得ながら地図活用の技能や社会的な

見方、考え方を身につけられ、4年間を通して地図活用の成果を積み上げていきます。

また、127ページでは日本の世界遺産、世界のページでは大陸ごとに世界のSDGsというコーナーを新設しております。そのことによって学びの深まりを図っております。

また、90ページでは、物語や音楽の舞台の場所を紹介するなど、様々な教科の中で教科書と併せて使用することができるよう工夫がされており、学びに向かう力、人間性等を培う要素が込められております。

地図についての説明は以上でございます。

学習指導課指導主事 学習指導課指導主事、西野です。

算数についてご説明いたします。

細かい部分につきまして、4年生上巻の教科書を基にご説明いたします。

まず、大日本図書の「たのしい算数」です。

各単元は系統的に、また教科等横断的に配置されており、導入では丁寧に課題が提示されています。

2番目に、学校図書の「小学校算数」です。

数学的な見方・考え方を考え方モンスターとしてキャラクター化することで、身につけやすく、さらに使いやすくなり、児童が楽しみながら学んでいけるような工夫がされています。

3番目は、教育出版の「小学算数」です。問いを見つけ解決し、さらに問いをつなげ広げるような、問いをつなげる展開を学びのサイクルとして位置づけ、主体的、対話的に深く学べるような工夫がされています。

4番目は、啓林館の「わくわく算数」です。

児童自らが問いや見通しを立て、主体的・協働的によりよい解決に向かうことができるような授業展開となるように工夫がされています。

5番目は、日本文教出版の「小学算数」です。

黒板図を用いた授業展開の例を示し、問題発見、問題解決に至るプロセスへの重点を置いています。何に着目し、どのように考えていけばよいかを示し、児童の思考力、判断力、表現力等の育成ができるよう工夫されています。

最後は、今回、西部地区で採択された東京書籍の「新しい算数」です。こちらは現在の教科書を出版している会社でもあります。

まず、単元構成が学びの連続性に配慮した構成となっています。また、89ページにあるように、つないでいこう算数の目では、単元の学習で大切にしたい数学的な見方・考え方を振り

返ります。児童自身が成長を実感し、生活や次の学習に生かそうとする態度を養えるような工夫がされています。

また、現在使用している教科書に比べ、教科書全体を通して考えを示し過ぎてしまわないように吹き出しや補助発問を精選し、シンプル化されています。児童が自分の言葉で考えを説明するように促す形になっています。

以上で説明を終わります。

学習指導課指導主事 指導主事の平井です。よろしく申し上げます。

それでは、理科の教科書について説明いたします。

文部科学省の教科書目録のほうには信州教育出版の記載がありますが、見本本が送付されていないため、理科の教科書は東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、啓林館の5社について説明いたします。

まず初めに、東京書籍の「新しい理科」です。

10ページと24ページには、学ぶ前に、学んだ後として同じ質問が書かれています。単元を学習する前と後で、自身の考えが変容したことを確認することができます。巻末には、松戸市の栄養市民でもある山崎直子さんのメッセージが掲載されています。

2冊目は、大日本図書の「新しい理科」です。

13ページには、問題解決の各過程に活動のヒントとなるコツを示し、問題解決の力を育てるようにしています。

3冊目は、学校図書の「みんなと学ぶ小学校理科」です。

5ページには、こちらのページで理科学習の流れを示しております。4ページで示してあるキャラクターと併せることで、子どもたちが働かせるべき考え方を確認しながら学習を進めることができます。

4冊目は、教育出版の「未来をひらく小学理科」です。

12ページには、見方の鍵、考え方の鍵として既習内容を関係づけた考え方の例をピンク色のマーカーで強調し、示しています。このような発言例を適宜載せ、子どもたちの力を自然に身につくようにしています。

最後は、西部採択地区で採用された啓林館の「わくわく理科」です。

11ページには、各単元冒頭のページに思い出してみようとして生活体験や既習内容を記載し、体験したり、学習したりしたことを活用して取り組めるようになっております。

14ページには、子どもたちが意識的に見方・考え方を働かせることができるように、キャ

ラクターの吹き出し部分に緑色のマーカーを引いてあります。

21ページには、学習の振り返りを目的としたまとめノートは、学習したことを全体・簡潔に分かりやすくまとめており、子どもたちがノートなどまとめる際、見本として使うことができます。また、新しく学習した言葉をピックアップし、確認、定着を図っております。

以上、5冊の説明を終わります。

学習指導課指導主事 指導主事の戸部です。

それでは、生活について説明いたします。

生活は、東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、光村図書、啓林館、信州教育出版の7社です。信州教育出版社につきましては、今回教科書の見本が届いておりませんので、残り6社についてご説明いたします。

まず、1冊目は東京書籍です。

この教科書は、何ができるようになるのか、どこにポイントがあるのかが一目で分かるような紙面構成となっております。2年間を通して協働的な学びの活動の質を高められるよう、イラストや写真の具体例示、また深い学びができるよう、見出しや吹き出しに児童の意欲を引き出す問いかけ等、工夫がされています。

2冊目は大日本図書です。

この教科書は、季節を軸に身近な人や自然、社会と関わることができる活動の流れになっており、大単元の最初のページには、児童の目線に立ったダイナミックな活動写真やイラストで、子どもの心に働きかけるようになっていきます。また、生活言葉として活動や様子を表す言葉を紹介し、児童の語彙力を向上、伝え合う活動への充実へとつなげています。

3冊目は学校図書です。

この教科書は、学びのつながりが分かる紙面構成となっております。表紙では、上下巻ともすごろくのような写真で構成されており、児童自身、一目で1年間の見通しが持てるようになっております。また、ページ見開きを一つの活動単位とし、願い、活動、振り返り、次の課題へと期待をつなげるような工夫がされています。

4冊目は教育出版です。

この教科書は、学習の動機づけや学びのつながりを意識した構成になっています。自分の考えを教科書から見つける発見ロードや、気づきを言語化するぐんぐんはしご、また、他教科との関連内容が示された学びポケットにより、生活科で身につけた能力を他教科でも発揮できるよう工夫されています。

5冊目は啓林館です。

この教科書は、学びの連続性を大切に、導入、活動、振り返りの3段階制で深い学びを実現できるよう工夫されています。活動の中で生まれた気づきや、次の活動への思いや願い、教科書右下のめくり言葉によって次の活動への意欲を高め、児童の主体性を育てる工夫がされています。

最後は、今回、西部地区で採択された光村図書です。

この教科書は、表紙のタイトルにもあるように、児童一人一人が生活探検隊の主人公としてわくわくする気持ちを持続させ、学びの質と量を高めていく構成になっています。学習展開が一目で分かるよう、小単元は見開き完結の構成になっています。全ての小単元の右下には振り返ろうのコーナーが位置づけられ、活動中の出来事を感情と思考、態度の両方の面から確かめ表現することで、出来事の羅列や単なる感想にとどまらない、確かな振り返りの場になるよう工夫されています。

そして、この教科書では、生活探検隊の案内人として、絵本作家として有名なヨシタケシンスケさんの絵と言葉が多く取り入れられています。教科書らしくない教科書として、教科書が好きでない児童も、どんどんページをめくりたくなる工夫がされています。教科書が伝える建前や理想の世界だけではなく、普通の教室にいるありのままの児童の様子を描くことで、失敗しても大丈夫、人と違っていいと、児童の自信につながる手段が講じられています。

教科書の巻末には、切り離して使える別冊資料がついており、自らの学びや授業の進み方に合わせて自在に活用できるようになっております。

以上の6冊で、生活の教科書についてのご説明を終わります。

学習指導課指導主事 学習指導課指導主事、岡本でございます。

音楽について説明いたします。

最初に、教育出版「小学音楽 音楽のおくりもの」です。4年生の教科書により具体的に説明いたします。

1点目は、「主体的・対話的で深い学び」を目指すための紙面構成の工夫です。30ページをはじめ、各見開きのページに掲載されている方位磁石のマーク「まなびナビ」で、子どもたちは学習の見通しを持つことができ、主体的に学ぶ姿勢が育まれます。また、学び合う音楽では協働的・対話的な学びの機会を、28ページにあるリコーダーのサミング技法については、複数の方法を提示することで個別最適な学びをつくり出します。この「まなびナビ」で

は、学習指導要領の3つの柱に沿って発問が作成されています。

2点目は、イラストや写真の美しさ、デジタルコンテンツのデザインのよさです。折り込みを利用し、美しい大判写真を採用、イラストはユニバーサルデザインに基づいて誰もが見やすい色使いに配慮し、作成されています。

続いて、今回採択された教育芸術社「小学生の音楽」です。

6ページの目次をご覧ください。各教材は題材という一つのテーマの中で構成されており、見やすいレイアウトで掲載されています。題材の中で、教材が関連づきながら効果的に学びを進めることができるとともに、教材や学習内容の分量を子どもの実態に合わせ、弾力的に増減できるよう配慮されていることで、教師にも子どもにも過度な負担を強いることなく効果的な学習を行うことが可能となっています。

2点目、紙面の構成の工夫についてです。

30ページをご覧ください。左端に縦書きで題材が書かれ、学習のまとまりが分かりやすくなっています。その下には題材の目標、楽曲名の上には教材の学習内容、見つける、考える、歌うのアイコンでは、どのように学ぶか、これらのことが一目で分かるように示され、見通しを持って学習に取り組むことができるようになっています。

巻末には、歌唱、器楽、鑑賞の各領域で、学年の発達段階に合った充実した楽曲が掲載されています。音楽づくり、著作権やSDGsなど生活や社会との音楽の関わり、国際理解、人権教育とのつながりなど多岐にわたる視点で、系統的に各学年の学習内容が構成された教科書となっています。

以上で説明を終わります。

児童生徒課指導主事 児童生徒課指導主事、初鹿です。

図画工作について説明をいたします。

最初に、日本文教出版です。

全ての題材で、ページ左上に児童に育成したい3つの資質・能力をそれぞれマークで表現し、学習の目当てを明確にしています。他教科やSDGsへの関わりを示すことで、教科横断的な学習ができるような構成もされています。また、右下のQRコードから作品例や作り方、用具の説明などを見ることができます。

全ての教科書の後方に図工の見方のページがあり、身近な自然物や造形物を、見方や捉え方を変えて見つめるヒントが示されており、学習における補助的、発展的な学習への配慮がされています。

教科書美術館のページでは、様々な美術作品を紹介し、QRコードから見られるデジタルコンテンツで作品を拡大して見られるなど、造形的な見方や考え方を働かせるような構成で、紙面だけでは分かり得ない作品などの動画コンテンツを充実させることが、表現の広がりが見て取れるようになっていきます。

次に、今回採択された開隆堂出版です。

全ての教科書の最初のページでは、文化や工芸、日常生活、家庭、地域など、図画工作の学習活動が社会や職業につながるという学習指導要領の目標を分かりやすく提示する形となっています。

全ての題材で、見開き中央上部に、児童に育成したい3つの資質・能力をそれぞれキャラクターで表現し、学習の目当てを明確にしています。問題発見や解決能力を育む工夫がされ、深い学びに導く構成となっています。各題材ページ左下にQRコードで見られる「はじめに」の動画があり、技法や学習のポイントがまとめられ何度も確認できるなど、児童一人一人の歩調に合わせられるユニバーサルデザインとなっています。

どの教科書も後半につながる造形、みんなのギャラリー、学びの資料のページを配置しています。つながる造形のページでは、3・4年生で生活、地域とのつながりを、5・6年生で人の暮らしとのつながりや人々の幸せ、平和への願いを紹介し、造形活動が様々な形で私たちの生活や文化、地域社会とつながっていることを見て取れるようになっていきます。みんなのギャラリーでは、日本各地の産業に紐づけた身近な素材の造形や文化、伝統工芸など児童参加型の活動として紹介し、学びの資料のページでは、用具や材料の使い方を写真掲載に合わせ、QRコードから使い方の解説動画を見ることができるようになっています。

2社の教科書の説明は以上となります。

学習指導課課長補佐 学習指導課課長補佐の高橋です。

家庭科についてご説明いたします。

家庭科は2社になります。

最初に東京書籍です。

4ページには、課題発見、課題解決・実践、評価・改善と、学習の進め方が3ステップで示されています。この学習の流れが単元名の下に示され、どのステップの学習に取り組んでいるのかが明確になっております。現代的な課題も取扱い、児童が考える場面を設けることができている教科書になっております。

最後に、今回採択された開隆堂についてです。現行使用している教科書になります。

開隆堂の教科書は、児童の主体的・対話的で深い学びに寄り添った仕組みになっています。

6、7ページには、深い学びの実現のため、気づく・見つける、わかる・できる、生かす・深めるのステップと、8ページ左下のように、生活の見方・考え方の4つの視点が示され、学習の進め方や見通しが持てるよう配慮されています。また、安全・防災、他教科との関連等、また実習でのチェック箇所も示して、安全への配慮もされています。さらに、SDGsへつながるよう具体的な取組も示されています。

以上、家庭科の2社について説明を終わります。

学習指導課指導主事 学習指導課指導主事、鈴木です。

それでは、体育科保健についてご説明申し上げます。各教科の特徴について、5・6年生の教科書を中心にご説明いたします。

最初に、文教社の「わたしたちの保健」です。

特徴としましては、基礎内容はもちろんですが、発展内容にも力を入れております。

次に、光文書院の「小学保健」です。

特徴としては、ジェンダーフリー、多様性、バリアフリーに重きを置いている点です。服装の色で男女差異が出ないように、黄色の服でも、あるページは男子児童、またあるページは女子児童という配慮が行われています。

次に、東京書籍の「新しい保健」です。

特色は道徳教育とのつながりです。各省の先頭ページに他教科との関連について項目が書かれていますが、その中でも道徳科との関連にして書かれています。

次に、大修館書店の「新 小学校保健」です。

特色はデジタルコンテンツの充実です。動画総数25本、ウェブサイト100点、シミュレーション2本など、学習に関する様々なデジタルコンテンツを用意しております。

次に、大日本図書の「たのしい保健」についてです。

特徴といたしましては、デジタル教科書に力を入れています。1人1台のタブレットが配布されたことにより、一斉のアクセスで低速度になってしまうという課題も出ました。大日本図書は、コンテンツを徹底的に軽量化したことで、高速、快適な動作を実現しております。

最後に、今回採択された学研の「みんなの保健」です。

特色としては、各単元において振り返る、例を挙げて話し合う、学びを生かすと学習の家庭が分かりやすく示されており、児童にとって学習の流れが明確であり、主体的に学ぶことができるように工夫されています。

6社の教科書の説明は以上となります。

学習指導課指導主事 学習指導課指導主事、横山です。

外国語の教科書についてご説明いたします。

最初に、開隆堂についてです。

47ページ、年に3回、このようなパフォーマンステストが設定されております。学んだ表現を使用し、実際のコミュニケーションの場面の中で必要な表現を使えるような配慮がされており、目的を持った言語活動に主体的に取り組める構成となっております。

次に、三省堂です。

92ページ、社会科5年生の日本の国土と産業の学習と関連しており、カリキュラムマネジメントの視点を意識し、教科横断的に学習が進められるような課題が設定されております。

次に、教育出版です。

79ページ、各ユニットにワールドオブスマイルのコーナーが設けられており、多様性を大切にする意識を高める構成となっております。また、児童の興味関心が高まるよう活動の目的を明確にした課題が設定されており、必然性を持って学習に取り組むことができます。

次に、光村図書です。

49ページ、随所でコミュニケーションの相手意識を重視した課題が設定されており、対話的な深い学びが可能となっております。また、既習事項を生かせる活動も多く、実践的なコミュニケーション能力を育める構成となっております。

次に、啓林館です。

7ページ、ここではコミュニケーションを行うために必要な事項がまとめられております。これを基にして、各単元でペアやグループで行う活動を通してコミュニケーション能力を身につけることができる構成となっております。

最後に、今回採択された東京書籍です。

73ページ、相手を意識したコミュニケーションが図れる言語活動ができるように工夫されており、身近なことについて自分の考えや気持ちを相手に伝えることができる内容となっております。ご覧のように、いわゆる思考ツールも盛り込まれており、松戸市の言語活用科の学習とも適合しております。

6社の教科書の説明は以上となります。

学習指導課指導主事 学習指導課指導主事、重松でございます。

道徳の教科書について説明させていただきます。

最初に、教育出版です。

特に児童に考えさせたいテーマに対しては、教材プラスコラムの構成でユニット化し、学びを広げることができるように工夫されています。

次に、光村図書です。

いじめ、情報モラル、環境、共生などの現代的課題については、教材プラスコラムで構成したユニットで、学びを日常につなげる工夫をしております。

次に、日本文教出版です。

人との関わりというユニットを3つ設定して、自分を、周りの人を大切にする力を育むことを目指しています。

次に、光文書院です。

特に子どもに考えさせたい内容を……

(「東京書籍……」の声あり)

学習指導課指導主事 申し訳ございません。では、東京書籍のほうにつきまして少し、今回採択されておりますので重点として説明させていただきます。

先生方が授業を組み立てやすいよう、補足資料や場面絵の拡大等の指導者デジタルブックの充実、児童の実態に合わせられるよう導入や発問の工夫例が示された教師用指導書、アンケートフォームを児童の端末に送信し、データを蓄積することで一人一人の成長を明瞭にするなどの工夫がされております。

また、この文章は必要だろうか、このシーンを見せる挿絵があるといいのではなど、教材に初めて出会う子どもたちの気持ちで見直しが図られ、教材が練り上げられることで児童の考えを促すように作成されております。

大切な問題は様々な角度、視点でという基本方針の下、いじめ防止は丁寧に繰り返し指導できるように工夫されています。いじめ防止に関わるユニット、いじめ防止、生命尊重、自己肯定感の3つを全学年、同じ時期に配当し、学校全体でいじめ問題に向き合うことができるようになっております。

以上でございます。

教育長職務代理者 議案第19号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

中西委員。

中西委員 多分、私もこういう場は初めてのような気がするんですが、このやり方で、もう東

葛飾西部で、どれを採択するかというのは一応出ているわけですよね。そうすると、指導主事さんの説明が、採択された教科書に力点を置いた説明は若干はあったんですけども、人によってはこれもいい、これもこんなところが、これもこんなところがあるという特徴が、いいところがあるというような説明があって、これを実質的に私たちは受け止めて判断するということは、事実上できないんじゃないかと思うんですけども、むしろもう採択地区のほうで、なぜこれにしたのかということの説明をいただくなり、あるいは担当としてはこの教科書がここがいいんだということをもうはっきり言っていただいたほうが、それでそれについて我々がどう思うかと言ったほうがいいような気がするんですが。これだと、何かこう網羅的に話は聞いているんですけども、1冊について数秒で終わってしまっているのでも、もちろん我々がちゃんとそれまでに見なければいけないのが本筋なのかもしれませんが、次回以降ですね。やり方として、これでいいのかなというのをちょっと経験して思ったので、最初に申し上げました。

教育長職務代理者 ほかにご意見等ございますか。

山形委員 時間をつくって見られるところで教科書を見させていただいたりしました。私は教科書選定の経験が前にもあったので、流れを事務局等でも工夫されたりしながら、今日もこのような形で行われたのかなと思いました。大きく昨年と、使用していた会社の、各社会社もいろいろ検討はしていく中でも、例えば英語科や保健体育、理科もそうですけれども、前回の会社と替わっている部分の何か理由だとか、そういうのが具体的に分かると、こちらも検討できて結論が出せると思いつつも、私もいろいろ、各社見せていただきながら、見切れない部分を各指導主事さんは細かく全部見てくださって解説をしてくださっている中で、今回変わったところの部分について、聞かせていただけていいと思いました。

教育長職務代理者 出版会社が変わった教科について。

中西委員 まず、替わったところをちゃんと明示していただきたいですね。

山形委員 例えば地図帳は、前回はというところですか。

教育長職務代理者 教育長から。

教育長 現在と出版社が替わったものの確認と、それについての説明というよりも、学習指導課としてどういうふうを受け止めているかというふうな感じで言ってもらったほうがいいのか。

教育長職務代理者 じゃ、最初地図から大丈夫ですか。

学習指導課長。

学習指導課長 まず今回、前回と変わった教科書は5種目でございます。地図、理科、生活、保健、外国語。それぞれからその特徴を説明したほうがいいですか。じゃ、簡潔に、地図からご説明させていただきます。

学習指導課指導主事 お願いします。学習指導課指導主事、川口です。

地図に関しましては、まず1つは情報量というのが協議会で話題になりました。さきに述べましたが、ページ数的にも大きく30ページほど異なる。そののメリット・デメリットを換算したこと。情報量の多さで難易度が高く、かつレベルの高い子でも対応できるようになるのではないかという話がありました。それが1つ目。

また、帝国書院、東京書籍、大きな違いは、色の扱い。帝国書院のほうがか濃くなっているよということがあるんですけども、それは浅くすることの東京書籍は、情報をたくさんそこから拾い上げる。逆に帝国書院は深く濃くすることで、そのときそのページで伝えたい内容を明確にするということが一つです。

さらにもう一つは、中学校が現時点、教科書が東京書籍に地図帳が帝国書院、それに合わせるのも一つと、これらのことが総合的に判断された結果変わったと挙がっています。

以上です。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 理科、お願いいたします。

学習指導課指導主事 理科です。

啓林館のところいいなと思うところは、後のページの復習のところ、動画を使って振り返りができるというところが、ほかの会社ですと文章であったりもあるんですけども、このワクビットというところで動画を使って質問したりというところがなじみやすいのかなというふうに思います。

以上です。

教育長職務代理者 生活、お願いします。

学習指導課指導主事 学習指導課指導主事の戸部です。生活科です。

生活科は大日本図書から光村図書のほうに変更になりました。恐らくご覧いただいてすぐ分かると思うんですけども、光村の場合、ちょっとほかの生活科の教科書と色合いというか、雰囲気が大きく違うところかな、変更した理由はそうなのかなんていうふうに思っております。教科書らしくない教科書ということで、どの子どもでも、絵本のようにめくりたくなる教科書になっているのかなというふうに思っております。

以上です。

教育長職務代理者 保健、お願いします。

学習指導課指導主事 保健を担当します鈴木です。

今回、学研が採用されたんですけれども、2点いいところを述べさせていただきます。

1点目は紙面構成です。これまでは、教科書プラスワークシートを教員が準備しているというふうなところが大きな負担だったんですけれども、今回の学研のところはそこに書き込む部分が、前回よりもかなり改善されたので、ワークシートを別に用意せずとも、その教科書内で収めることができる。

もう一点は、デジタルコンテンツです。ワークシートがQRコードになっていたり、あと動画視聴も、そこのところを見ると保健師さんの話なんかを直接聞くことができる。紙面だけでは読み取れないというふうなところの充実が、今回大きな2点、いい点だというふうに思っております。

以上です。

教育長職務代理者 外国語、お願いします。

学習指導課指導主事 外国語について、学習指導課、横山のほうより説明させていただきます。

外国語のほうは開隆堂から東京書籍に替わっております、大きな理由としては、中学校で東京書籍が採択されておりますので、そちらに合わせてという部分と、あとは新しい英語教育という中で、話す、聞く、読む、書くという4技能5領域がバランスよく配置されている点。

それと、デジタルコンテンツが今回、外国語のほうは採択の一考になっておるところなんです、速度の変化や字幕機能のオンオフ、スクリーンショットの機能や振り仮名、分かち書き等の追加などが、やっぱり各社共通して備わっている機能ではあるんですけれども、この東京書籍のものはバランスよく全てのものが網羅されているという点も、私個人としては採択の理由になっているのかなと思っております。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

学習指導課長、お願いいたします。

学習指導課長 補足になります。この5社のうち、理科、生活、保健については、大日本図書からの変更です。ご案内のとおり、大日本図書につきましては不適切な行為によって令和7年度からは検定不合格ということが掲載されておりますので、そのあたり、補足としてつけ

させていただきます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

中西委員 最初からこういうやり方がいいんじゃないかなと、私は思いますけれども。ここで一定程度納得はできますので。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

教育長 今の件について、すごく不安なんですけれども、補佐に直接聞きたいんですが、大日本図書の特に理科が変更になる、なりそう、現段階では。でも、実際私も理科をやっていた時代もあったりして、理科の教科書、大日本図書は内容はすごくいいなというふうにならなくて、今も思っています。でも、現実には、恐らく来年度の中学校の採択も大日本図書は多分ノーになるだろう。となると、教科書の質が変わっている中で、中学校の理科の教員は、まだそれでも頑張ってくれるだろうなどは期待しているけれども、小学校の、ただでさえ理科が苦手な教員が多い中で、今度の教科書をどうやって使うかというのはすごく不安なんです。

なので、その辺は学習指導課として、理科も含めて、特に教科書会社が替わる教科については、例年というか、これまでも少し取り組んでもらっている教科書研修、新しい教科書を9月以降、教科書出版会社と調整して、現場の教員にどうやって研修していったらいいかという、その辺をきちんと考えていただきたいなというふうに。よろしくお願いします。どうですか、感想。

教育長職務代理者 学習指導課補佐、お願いいたします。

学習指導課課長補佐 学習指導課長補佐の上田でございます。

今お話しいただいたとおり、やはり教科書が替わるというのは、教員にとっては初めて見る教科書ということですので、採択のあった年、大きく替わる年につきましては、9月以降各学校のほうに採択になった教科書というのを一定期間ずつ順番に見ていただく機会を設ける予定でございます。

また、研修につきましては、やはり教科書会社から直接説明を受けるというのはとても大切なことだと思いますので、これについても、何らかの機会のできるような形を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

教育長 もう一個、だから、啓林館の教科書について。

学習指導課課長補佐 啓林館の図書につきましては、やはりどうしても今まで行っていた教科書というのはとてもなじみがありますので、教員にとって使いやすいというのは間違いないと思います。

ただ、理科という教科を考えると、やはり自分たちで考えるということはとても大切な教科になってきますので、その点を子どもたちに考えさせていく授業というのをやっていく上で、新たな目線で、私たちがしっかりと学習していく必要はあるというふうに思います。啓林館だから難し過ぎるというか、若干難しいかもしれないんですけども……。

教育長 そうです。だから、そこに不安を感じるんです。

学習指導課課長補佐 その点については、やはり今言った研修の機会ですとかを設けながら、教員のほうにも手立てが必要かなというふうには思います。

教育長 よろしくをお願いします。

教育長職務代理者 ほかにご意見ございますか。

目の前にたくさんあると、あれですけども。

確かに初めてということで、私も初めてだったときの記憶は、何か膨大な量に驚きました。これは本当に一部で、これが6か年分来るわけですから、その6倍ぐらいなわけですけども、やはり見せていただく機会というのは非常にありがたいと、私個人としては感じております。

また、経過に関してのつくり方等は、何かそういうお互いの理解が深まる方法を検討していく機会がいただければなというふうに感じております。よろしく願いいたします。

和座委員。

和座委員 僕、今回初めて体験したんですけども、やっぱり文章を皆さんお読みになっていますよね、そこでずっと。それで、文章をとにかくわあっと立て板に水で、何か本当に、ああって感じなんですよ、正直なところ。ですから、やはり今回、様々な委員のほうから指摘があったように、それぞれポイントを絞って、どう違ったのかとかというところをもう少し僕たちに語りかけるような感じでお話ししていただいたほうが、多分もっと実のある議論ができるのではないかなと思うんです。

文章を読まれているというのは、もう明らかに分かるんで、そういうときは本当にこちらとしても、やはり議論するときというのはお互いの顔を見ながら、僕も今話していますけれども、皆さん、多分、僕、文書を読んではいませんよね。だから、そういうふうな形で、お

互いにもう少し分かるような、時間的な部分もそうですけれども、もう少しゆとりを持ってやっていただいて、エッセンスでみんなで話を、もう少し落ち着いた雰囲気であればいいなというふうに思いました。

教育長職務代理人 ご意見ありがとうございます。

ほか、ご意見等よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理人 では、議案第19号について、ほかにご意見等ないようですので、質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第19号を採決いたします。

議案第19号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理人 ご異議がないものと認め、議案第19号は原案どおり決定いたしました。

以上、秘密会を終了いたします。

関係職員及び傍聴人の入室を許可いたします。準備が整うまでしばらくお待ちください。

教育長 お疲れさまでした。

結構ここは難しく、だから、しっかりある程度見ていただかないと議論にはならない。法規上の縛りが結構強いものなので、県からの指導も結構学習指導課には強く入るんです。どういう指導が入るかという、要するに区別、差別しちゃいけないので、出版社を。説明にあまり違いをつくっちゃいけない。そういう表現はありませんけれども、県からは。ただ、実際に研修を受けたりすると、そういうふうな表記が。まず県が出す、それは皆さんもご覧になりました。あれが模範なので、あのように全部言わなきゃいけないというか、そういう。だから、事務局もそうですけれども、各自治体の指導課もそういう流れがどうしても強くなってしまふというのがあると。

教育長職務代理人 でも、温度感を見ると、やっぱり県から来たものよりは、こちらでつくってくださったほうがすごく……。

教育長 そう。だから、少し区別しているように、毎回どこかに強調するところとか、区別するところとかを設けているんですけれども、なかなか実際見ないと分からないところはあります。

教育長職務代理人 でも、実際、そのささやかな差を求めて本物を見ると、分かりやすい部分は実際感じられることは事実。

教育長 でも、今日いただいた意見でまた少し変われると思うので、ありがとうございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

(関係職員等入室)

教育長職務代理者 それでは、ご報告いたします。

秘密会にて、議案第18号及び議案第19号は原案どおり決定いたしましたことを報告いたします。

本日予定していた議題は以上です。

それでは、議事進行を教育長にお戻しいたします。

教育長 それでは、次回の教育委員会会議の日程についてです。

次回の教育委員会会議は、令和5年9月13日の水曜日午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催してはいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 よろしいですか。

ご異議がないようですので、次回、令和5年9月定例教育委員会会議は、令和5年9月13日水曜日午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、令和5年8月定例教育委員会会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 0時30分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員